

第23章 青少年プログラム

A. 標準版レオクラブ会則及び付則

第1条 名称

本クラブの名称を、〇〇レオ（LEO）クラブとする。

第2条 目的

地域社会の青少年に、指導力（Leadership）、経験（Experience）、並びに機会（Opportunity）を与え、個性豊かな人間に成長させるための奉仕活動を推進する。会員の間で、友情、親善、相互理解の精神を育成する。

第3条 スポンサー

- A. 本クラブは、〇〇ライオンズクラブによってスポンサーされるが、本クラブは、そのライオンズクラブの一部ではない。本クラブ及び会員は、前記ライオンズクラブあるいはライオンズクラブ会員が持つ権利及び特権は持たない。
- B. 本クラブの運営には、〇〇ライオンズクラブの指導と監督を受ける。この指導監督は、下記のうち一つの方法で行われるものとし、その選択は、スポンサー・ライオンズクラブとレオクラブが共同で決める。
- レオクラブの例会又は理事会々議には毎回、スポンサー・ライオンズクラブの会員が少なくとも一人出席する。
 - 両クラブからそれぞれ三人の代表者が月例合同会議に出席し、共通の関心事と計画を話し合い、レオクラブ又はその理事会の決断を考察する。代表者間で異論が出た場合には、スポンサー・ライオンズクラブが最終的決断を下す。
 - レオクラブの役員が、会議の後15日以内に、会議に関する報告書又は議事録をスポンサー・ライオンズクラブ幹事又は他の指定クラブ代表者に提出し、承認を受ける。スポンサー・クラブはその後、レオクラブからの三人の代表者及びスポンサー・クラブからの三人の代表者を集めて会議を開き、共通の関心事と計画を話し合い、レオクラブ又はその理事会の決断を考察する特権を持つ。代表者間で異論が出た場合には、スポンサー・ライオンズクラブが最終的決断を下す。

- C. 本クラブの運営に学校当局の協力が必要な場合には、レオクラブ及びその会員は、学校の方針及び規則に従わなければならない。

第4条 奉仕活動

- A. 本クラブは、会則第3条に従って、会員の労力による奉仕活動を企画し、これを地域社会で実施する。その奉仕活動の全責任は、他のレオクラブ又は他の組織団体と共同で行われた場合を除き、本クラブにある。
- B. 奉仕活動には、クラブが集めた資金が充てられる。但し、何か価値ある形で返礼するのではない限り、個人、企業、組織団体から資金を募ってはならない。
- C. 本クラブは、
- 稀な場合を除き、〇〇ライオンズクラブ又は会員に経済的援助を要請したり、受け取ってはならない。
 - スポンサー・クラブ以外のライオンズクラブに経済的援助を要請してはならない。
 - 他のレオクラブに経済的援助を要請してはならない。
- D. 公衆を対象に事業を行って得た純益はいかなるものも、本レオクラブ又は会員が直接あるいは間接的に利を得るようなことに使用してはならない。

第5条 会員

- A. 良い性格を持ち、スポンサー・ライオンズクラブのレオクラブ委員会が適切と認めた青少年男女が、レオクラブに入会できる。標準版レオクラブ会則に男性を表す用語が使われている場合にはいつでも、男性と女性の両方を意味するものと解釈する。
- B. 分類：レオクラブ会員は、次のように分類される。
- 正会員：レオクラブ会員であることから得られるすべての権利と、会員であることに伴うすべての義務を持つ。この権利とは、資格がある限り、レオクラブの役員及びクラブが所属する地区又は複合地区の役員に立候補する権利、並びに会員の投票を必要とする諸事項に対する投票の権利を含む。義務とは、定期的に例会出席、期限内の会費納入、クラブの活動

参加、レオクラブの会員にふさわしい言動を意味する。

- 不在会員：クラブの所在地から移転したか、健康その他正当な理由でクラブ例会に定期出席できない会員が、クラブに留まることを希望し、これをレオクラブ理事会が認めた場合、その会員は不在会員となる。不在会員の資格については、6ヵ月ごとに理事会が検討する。不在会員は役職に就いたりレオ地区会議又は複合地区会議で投票する資格はないが、クラブが課す会費は納入しなければならない。
- アルファ会員：12歳から18歳までのレオクラブ会員
- オメガ会員：18歳から30歳までのレオクラブ会員

C. 会員資格終了：下記の場合、自動的に会員の資格を失う。

- 最高年齢制限を1年超えた場合
- 会則第15条に基づいて本レオクラブが解散した場合
- グッドスタンディング会員の三分の二の票決があった場合

D. 転籍会員：本レオクラブは、下記を条件として、他のレオクラブを退会したか退会予定のレオが転籍会員として入会することを認める。

- 前のレオクラブを退会してから6ヵ月以内に、転籍申し込みの手紙が、前レオクラブのスポンサー・ライオンズクラブから新しく所属する予定のクラブに提出され、そのスポンサー・ライオンズクラブ幹事に写しが送られた場合
- 退会時にグッドスタンディングであった場合
- 転籍を希望する会員の年齢が、新レオクラブの規定年齢範囲内である場合

前クラブを退会してから6ヵ月以上経過した後に転籍手続きをした場合には、第5条A項の規定に基づいて入会する。

E. 各レオクラブは、アルファ・レオクラブかオメガ・レオクラブのいずれであるかを国際本部の青少年プログラム課に報告しなければならない。

第6条 会合

A. クラブ会合

- 本レオクラブの例会は、少なくとも毎月2回、できれば毎週、付則で定められた日時に、定められた場所で開かれる。

- クラブ会長は、随時、あるいはグッドスタンディングの会員10人以上による文書での要請があった場合、クラブの臨時会合を招集することができる。招集通知は口頭又は文書のいずれかであることができるが、グッドスタンディングの会員全員に対して通知し、会合の日時と場所並びに会合の目的を指定しなければならない。文書の場合は、通知発送時のクラブの記録にある住所で全会員に宛て、投函した時点で、通知されたとみなされる。
- 定足数：クラブの例会又は臨時会合での定足数は、自ら出席しているグッドスタンディングの会員の過半数である。

B. 理事会々議

- 理事会定例会議は、付則に定められている日時に、定められている場所で、少なくとも毎月1回開かれる。
- クラブ会長は、随時、理事会の臨時会議を招集することができる。または理事会のいずれかのメンバーによる文書での要請があった場合には、臨時会議を招集しなければならない。理事会の招集通知は口頭又は文書のいずれかであることができるが、理事会メンバーに対して通知し、会合の日時と場所並びに会合の目的を指定しなければならない。文書の場合は、通知発送時のクラブの記録にある住所で全理事会メンバーに宛て、投函した時点で、通知されたとみなされる。
- 理事会定例会議又は臨時会議での定足数は、自ら出席している会長又は副会長並びに理事会メンバーの誰か三人である。
- 本レオクラブのグッドスタンディングの会員は誰でも、理事会の定例会議又は臨時会議に出席できるが、理事会の同意なしには発言できない。

第7条 役員

A. 本レオクラブの役員は、会長、副会長、幹事、会計、及び付則で定められた役員とする。役員は、グッドスタンディングの会員でなければならない。任期は、1年間あるいは有資格の後任者が就任するまでとする。会員は、上記役職を兼任できない。

- B. 会長は、丸一年間の任期満了後、引続き再選されて会長職に就くことはできない。
- C. 本会則に規定されていない限り、役員の仕事は、最新版ロバート議事規則に基づくものとする。

第8条 理事会

第3条に従い、

- A. グッドスタンディングの会員から選ばれた役員全員並びに三人の理事で構成される理事会が、本レオクラブの運営管理に当たる。
- B. クラブ役員を通して理事会が、クラブに承認された方針履行の責任をもつ。すべての新事項及び方針はまず理事会が検討して形成し、例会又は臨時会議でクラブ会員の承認を受ける。
- C. 理事会は、すべての委員会及び役員を統括し、いかなる役員の決定も無効にすることができる。正当な理由があれば役員を解任し、別のグッドスタンディング会員をその残存期間の後任者として任命することができる。
- D. 理事会は、クラブ運営に関する年次報告書を、クラブ会員及びスポンサー・ライオンズクラブに提出しなければならない。

第9条 選挙

役員及び理事の選挙は、〇〇ライオンズクラブの〇〇委員会が定めた時期に、委員会が認める手順に従って、行われる。当選には、過半数の投票を必要とする。

第10条 委員会

財務、奉仕活動その他クラブ運営に必要な常設委員会は、付則によって定められる。会長は、理事会の承認を得て、必要に応じ特別委員会を任命することができる。

第11条 会費

- A. 国際協会に支払う新会員入会費一人当たりUS\$5.00の外に、本レオクラブは、〇〇ライオンズクラブがレオクラブの運営上必要であるとみなした額の会費を徴収する。スポンサー・クラブが国際協会に毎年支払う納入金をこの会費の中に含めて、その額をレオクラブがスポンサー・クラブに支払ってもよい。
- B. 本レオクラブへの財政上の義務を怠っている会員は、例会又は臨時会合で投票が行われる際、あるいはグッドスタンディングであるか否かが問題になった場合には、自動的に投票権を失い、支払が完了するまでは、グッドスタンディングとはみなされない。

第12条

本クラブ会員は、入会したことにより、本会則及び付則に従うことに同意した、とみなされる。

第13条 付則

理事会は、本レオクラブの運営を能率的にするために必要な付則を提案し、グッドスタンディング会員がこれを採択する。但し、付則はすべて本会則に一貫するものとし、本会則に反する付則及びその改廃は、すべて無効とする。

第14条 紋章

- A. 国際レオクラブ・プログラム及びレオクラブの紋章は、二つのライオンの顔がそれぞれ外側を向き、その間には縦長の四角い枠があり、「LEO」という字が上から下に記されているものとする。
- B. レオクラブの紋章は、レオクラブ会員にのみ使用される。会員は在籍中、威厳をもち、レオクラブ会員にふさわしい方法で、この紋章を着用あるいは表示する資格を有する。会員は、クラブを退会した場合、またはクラブが解散した場合、その資格を失う。

第 15 条 存続期間

- A. 下記のいずれかが生じた場合、レオクラブは解散する。
- 1 本レオクラブ解散が会員によって票決された場合
 2. ライオンズクラブ国際本部青少年プログラム課が、〇〇ライオンズクラブから、レオクラブ解散書によるスポンサー取りやめの通知を受領した場合
 3. 本レオクラブ会長又は副会長が、本クラブに授与された結成確認書取り消しの文書を国際協会から受領した場合
- B. A 項に基づいてクラブが解散した場合、本レオクラブ及び会員は、個人としても、クラブ全体としても、「レオ」の名称及び紋章に関するすべての権利と特権を失う。

第 16 条 議事進行

本会則で別の規定が設けられていない限り、本クラブ運営に関する議事進行手順は、すべて最新版ロバート議事規則に従うものとする。

第 17 条 改正

本会則は、ライオンズクラブ国際協会理事会の採決によってのみ改正され、改正と同時に自動的に効力を発する。

第 18 条

本クラブの会計年度は、7 月 1 日から 6 月 30 日までとする。

B. レオクラブ付則案

〇〇クラブの付則

第 1 条 選挙

- A. 本クラブの役員及び理事の選挙は、毎年〇〇月〇〇日までに行われる。当選者は、選挙後 7 月 1 日に、就任する。
- B. 役員候補者の指名は、文書によるか、あるいは議場における口頭のいずれかにより行われ

る。役員選挙は、候補者が指名された会合の次の例会で行われる。選挙は、無記名投票とし、出席したグッドスタンディング会員の過半数の票を得た候補者を、当選者とする。

第 2 条 入会金及び会費

- A. 新会員は、〇〇円の入会金を納入する。
- B. 会費は、年額〇〇円とする。
- C. いかなる目的のためにも、上記以外の金額を会員から徴収してはならない。

第 3 条 委員会

- A. 理事会の承認を得て会長は、下記の常設委員会を設置する。
1. 財務委員会 -- 本委員会は、すべてのクラブ運営費及び奉仕活動の財源を確保することに責任をもつ。
 2. 奉仕活動委員会 -- 本委員会は、地域社会への奉仕活動の計画及び実施の責任を持つ。
- B. 正当に成立した例会において、出席会員の過半数の投票によって承認されるまでは、本クラブの会員のみで構成されている委員会は、その計画を実行することはできない。

第 4 条 改正

- A. 本付則は、例会あるいは臨時会合において、グッドスタンディング会員の過半数の賛成投票によってのみ改正される。ただし、(1) 改正案、並びにその投票が行われる会合の日時は、少なくとも 14 日前に定足数が出席している例会で発表され、更に、(2) 改正が、〇〇ライオンズクラブによって承認されなければならない。
- B. 本クラブの会則に反する付則の条項は、すべて無効となる。
(その他、能率的なクラブ運営に必要な規定)

C. 青少年プログラムに関する理事会方針

1. 青少年プログラムは、ライオンズクラブ国際協会の公認事業として、ここに正式に

認められる。この事業は、ライオンズクラブ国際協会が定める方針にのみ従って、有効となり実施される。

2. 目的 青少年プログラムの目的は次の通りである。

- a. それぞれの地域で、青少年のためになる奉仕事業を行う機会を、ライオンズクラブに与える。
- b. 個人としても又グループとしても、地域社会、国、国際社会の一員の責任を果たし、世の中に貢献できる人間に成長する機会を、青少年に与える。
- c. 地域社会の青少年が指導力（Leadership）を身につけ、経験（Experience）を積み、機会（Opportunity）を得られるよう、青少年の間で奉仕活動を推進し、友情、親交、相互理解の精神で団結させる。

3. 名称及び紋章

- a. この青少年プログラムの名称を国際レオクラブ・プログラムとし、このプログラムの下に結成されるクラブをすべて、レオクラブと呼ぶ。
- b. 国際レオクラブ・プログラム及びレオクラブの紋章は、二つのライオンの顔がそれぞれ外側を向き、その間には縦長の四角い枠があり、「LEO」という字が上から下に記されているものとする。
- c. レオの名称及び紋章の所有権はライオンズクラブ国際協会にのみ所属し、その保護と存続に関する権限と義務は、すべて国際協会が保有する。
- d. レオクラブは、スポンサー・ライオンズクラブが選んだ名称または承認した名称を採用する。
- e. レオクラブの正式な名称として、「Castores」という言葉を「レオ」の後に付けることができる。但し、
 - (1) ブラジルのレオクラブの場合に限る。
 - (2) この名称使用を決めたレオクラブはすべて、標準版レオクラブ会則

並びにレオクラブ・プログラムの全規約に従わなければならない。

- (3) これらのクラブは、レオクラブ・プログラム内の真正のレオクラブとして認められる。

- ## 4. 権限
- ライオンズクラブ国際協会の理事会は、国際レオクラブ・プログラムのすべての面を統制し監督する権限を持つ。すべての面とは、会則、組織、手続、その他運営に関する規約、並びにその規約厳守を図る手段を設け、これを履行することなどが含まれる。

5. 会則

- a. ライオンズクラブ国際協会の理事会が、標準版レオクラブ会則を定め、すべてのレオクラブがこれを採用し、これに従う。
- b. レオクラブの活動及びプログラムはすべて、標準版レオクラブ会則、これに加えられる改正、並びにライオンズクラブ国際協会の方針に従って実施されなければならない。ライオンズクラブ国際協会の理事会だけが、標準版レオクラブ会則を改正することができる。
- c. レオクラブは付則を採用することができるが、これは標準版レオクラブ会則並びにライオンズクラブ国際協会の方針に従ったものでなければならない。付則並びにその後に加えられる改正は、スポンサー・ライオンズクラブの承認を受けなければならない。

6. スポンサー

- a. いかなる青少年グループも、ライオンズクラブにスポンサーされていなければ、ライオンズクラブ国際協会からレオクラブとして認められない。ライオンズクラブ国際協会の理事会が国際レオクラブ・プログラムについて時折定める方針に従っていない限り、いかなるライオンズクラブもレオクラブをスポンサーすることはできない。
- b. レオクラブは、「ライオンズクラブ後援の提携」である。

- c. スポンサー・ライオンズクラブは、レオクラブの結成、指導、監督に責任を持つ。ライオンズクラブ国際協会の方針に従って運営されるレオクラブは、ライオンズクラブ国際協会から正式に認められる。
- d. レオクラブが学校と関連している場合には、スポンサー・ライオンズクラブは学校当局と密接に協力すると共に、校内及び課外活動に関する学校の規定を守りつつ、レオクラブの指導監督に当たらなければならない。
- e. 会員募集の対象となる学校の学校地区をすべて又は一部、境界線の中に含むライオンズクラブが、このレオクラブをスポンサーしなければならない。ライオンズクラブ国際協会の理事会は、スポンサー・ライオンズクラブの境界線外におけるレオクラブの結成を文書によって承認することができる。
- f. ライオンズ地区のガバナー及び(又は)国際理事会が、その地区のために最善であるとみなし、文書によって承認した場合には、二つ以上のライオンズクラブが合同でレオクラブをスポンサーすることができる。合同でスポンサーするライオンズクラブ全部の管轄地域全体から誰でも、入会できることになる。個々の学校別に分けることは避ける。各スポンサー・ライオンズクラブから同数の会員を、レオクラブ委員会のメンバーとする。但し、請求書など、ライオンズクラブ国際協会本部との連絡係は、一つのライオンズクラブから出す。
- g. レオクラブは、生徒の間からでも、あるいは職業人や研究生などを含む一般人の間からでも、会員を募ることができる。学校、地域社会の組織、教会、その他の団体の中で、レオクラブを結成することができる。
- h. スポンサー・ライオンズクラブは、レオクラブ顧問をクラブの理事会メンバーとして任命することが奨励される。

7. 運営手順

- a. ライオンズクラブは、青少年グループを「レオクラブ」として認めてもらうため、結成当初の会員の住所氏名、選出された役員名、会員が標準

版レオクラブ会則を採用した旨の証明が記された規定の書類を国際本部に提出して、結成確認書を申請することができる。スポンサー・ライオンズクラブはさらに、結成当初の会員並びにその後入会する新会員一人当たり US\$5.00 に相当する額をライオンズクラブ国際協会に支払う。これは、結成確認書、ラペルピン、会員証など、国際本部におけるレオクラブのための運営事務経費に充てられる。

- b. 国際会長の署名入りの結成確認書がスポンサー・ライオンズクラブ会長あてに送付される。同クラブは、適当な贈呈式を行って、これをレオクラブに贈呈する。
- c. その後毎年7月1日に、スポンサー・ライオンズクラブは、ライオンズクラブ国際協会に年間納入金を支払う。レオクラブ幹事は毎年7月1日頃、レオクラブ顧問の監督の下に、クラブ役員及び会員の氏名を記入した会員報告書をライオンズクラブ国際協会に(スポンサー・ライオンズクラブ及び地区レオクラブ委員長には写し)送る。会員報告用紙は、国際本部からスポンサー・ライオンズクラブ会長に送付され、同会長がレオクラブ顧問及びレオクラブ幹事に配布する。この報告書が期限通りに国際本部に提出されることを確認するのは、スポンサー・ライオンズクラブ会長の責任である。
- d. レオクラブは、スポンサー・ライオンズクラブの顧問委員会を通して、公式クラブ用品カタログに載っているレオクラブ紋章付き用品を、レオクラブ会員のために注文することができる。用品及びその請求は、スポンサー・ライオンズクラブに送られる。レオクラブは、運営基金扱いの通例の手順に従って、この代金をライオンズクラブに支払う。
- e. ライオンズクラブ国際協会は、スポンサー・ライオンズクラブを通して、レオクラブ会員証を交付する。
- f. 地区及び複合地区のレオクラブ委員長は、それぞれの地区におけるレオ

地区及びレオ複合地区組織に関する報告書を作成し、毎年7月1日までに国際本部に提出する。この報告書には、レオ地区又はレオ複合地区を構成するレオクラブのリストと、選出されたレオ地区役員及びレオ複合地区役員の氏名を記入する。報告用紙は、国際本部から地区ガバナー及び妥当な場合には複合地区協議会議長に送られ、それぞれのレオクラブ委員長に配布される。この報告書が期限通りに国際本部に送られ、提出されることを確認するのは、地区ガバナー及び妥当な場合には協議会議長の責任である。

- g. レオ新会員キットには次の資料が含まれる -- ラペルピン 1 個、会員証、レオクラブ・ハンドブック、その他情報資料。新会員キットは、US\$5.00 の相当額で購入できる。
- h. レオクラブ顧問の住所氏名が、毎年国際本部に報告されていないといけない。
- i. レオクラブ・プログラムの活動として、国際クラブ姉妹提携を採用する。
- j. レオクラブが存在する複合地区は、複合地区レオクラブ委員長の役職を設けることが奨励される。
- k. レオクラブ結成確認書には、国際会長、協会幹事、スポンサー・ライオンズクラブ会長の署名が、付いている。
- l. 結成確認時に、またはクラブの立場に変更がある場合、あるいはその確認をする場合、各レオクラブはアルファ・レオクラブであるか、またはオメガ・レオクラブであるかを国際本部の青少年プログラム課に通知する。

8. 財務

- a. レオクラブをスポンサーするライオンズクラブには、US\$90.00 の年間納入金が請求される。米ドル又はそれぞれの国の通貨で、この相当額を支払うことができる。
- b. スポンサー・ライオンズは、用途無指定事業資金から年間納入金を払うことができる。
- c. レオクラブが解散した場合、スポンサー・ライオンズクラブにより提出された署名付きのレオクラブ解散書が国際本部の青少年プログラム課に 12

月 15 日までに受理された場合にのみ、納入金が口座に返済される。返済されるのは、現行会計年度分だけである。

- d. ライオンズクラブ国際協会は、レオクラブの役員またはレオクラブの会合にかかった費用を一切支払わない。しかし、理事会が国際レオ・フォーラム開催を承認した場合には、それに必要な宣伝、視角資料、昼食、その他の経費が予算に組み入れられる。
- e. レオクラブの例会を能率的で有意義なものにすることを念頭に、その費用は最低限に留める。
- f. レオクラブの活動に必要な資金を集めるのは、レオクラブ会員の責任である。
- g. スポンサー・ライオンズクラブは、たまたに雑費を出す以外、レオクラブに経済的援助を与えるべきではない。
- h. レオクラブは、ライオンズクラブ又は他のレオクラブに、経済的援助を求めてはならない。
- i. レオクラブは、何か価値ある形で返礼ができない限り、いかなる目的のためにも、個人、企業、他の組織団体から募金をしてはならない。
- j. レオクラブ会員から徴収する会費その他は最低額にし、クラブ運営のためだけに使うべきである。原則的に言って、レオクラブが実施する奉仕活動や事業に必要な資金は、会費とは別の方法で、クラブが集めなければならぬ。
- k. ライオンズクラブの行事及び地区大会又は会議にレオクラブ会員を招く場合には、そのライオンズクラブ及びライオンズ地区は、法的または道徳上の責任を問われた場合に備え、十分な額の事故保険に加入していなければならない。
- l. 1982 年 7 月 1 日より、新しいレオクラブのスポンサー年間納入金は、そのクラブが結成された年度の残りの四半期分だけが請求される。クラブが結成された時の四半期分は請求されない。

- m. 新レオクラブが結成された際には、US\$100.00 の結成費がスポンサー・ライオンズクラブに請求される。結成費は、ライオンズクラブの運営資金又は用途無指定事業資金のどちらから支払っても良い。
- n. 1992年7月1日より、レオ新会員キットの送料実費は、スポンサー・ライオンズクラブに請求される。

9. 失権

- a. レオクラブ会員は、下記の場合、レオクラブ紋章表示など、会員としてのすべての権利と特権を失う。

クラブを退会した場合、又は

クラブが機能を停止した場合、又は

最高年齢制限を1年超過した場合、又は

グッドスタンディングの会員でなくなった場合。

- b. **レオクラブ解散手続き**

レオクラブを正式に解散する場合、スポンサー・ライオンズクラブは以下の手続きに従わなければならない：

- (1) スポンサー・ライオンズクラブがレオクラブの解散を検討している場合には、その事実を当該ライオンズクラブの例会で会員に示さなければならない。グッドスタンディングの会員のうち単純多数がスポンサーを取りやめることに賛成した場合、当該ライオンズクラブはレオクラブ解散書を国際本部の青少年プログラム課に提出する。解散書を受理したのち、国際本部はレオクラブの解散手続きを行う。
- (2) スポンサー・ライオンズクラブの役員は、地区ガバナーに対し、レオクラブのスポンサー取りやめの意図を知らせる文書を、スポンサ

ー・ライオンズクラブが投票を行う最低30日前までに提出しなければならない。

- c. レオクラブは次の場合解散となる。

会員が解散を決めた場合、又は

スポンサーすることをライオンズクラブが停止した場合、又は

スポンサー・ライオンズクラブの同意又は承認があるかなしに関わらず、会則に違反したかその他の理由で、ライオンズクラブ国際協会が結成確認書を撤回した場合。

(1) レオクラブの存続を検討する際のガイドライン

レオクラブ会員の同意なしでライオンズクラブがそのレオクラブを解散させたい場合には、ライオンズクラブは解散の理由を列記した報告書を添えて、90日前にレオクラブあてに通知する。報告書の写しは、下記の役員に送る。

(a) レオクラブ顧問

(b) 地区レオクラブ委員長

(c) 複合地区レオクラブ委員長
(該当の場合)

(d) レオ地区会長又は地区レオクラブ委員長補佐(該当の場合)

(e) レオ複合地区会長(該当の場合)

(f) 地区ガバナー

スポンサー・ライオンズクラブの理事会は、上記役員が事情を知り、同理事会と相談する機会を得られるよう計らう。この件を検討するにあたって地区キャビネットは、レオ側の考えを述べるか又は文書にて提出する機会を、レオクラブ地区会長、地区レオクラブ委員長補佐、レオ複合地区会長(該当の場合)に与える。

地区役員の調停で 90 日間に問題が解決しなかった場合には、この件はライオンズクラブの例会で取り上げられる。グッドスタンディングの会員のうち三分の二がレオクラブのスポンサー取消しを票決した場合には、ライオンズクラブはレオクラブ解散書(Leo-86)を国際本部に提出し、その写しを上記役員に送付する。解散書を受け取り次第、国際本部ではそのレオクラブ解散の手続をする。

- d. 国際理事会は、いかなる目的のためにも、ライオンズクラブ国際協会以外の個人又は組織団体がレオクラブを宣伝することは、方針として許可しない。
- e. レオクラブをスポンサーしているライオンズクラブが解散した場合、そのレオクラブには、新しいスポンサー・ライオンズクラブを見つけ解散を避けるために、180 日の猶予期間が与えられる。

10. アワード

- a. スポンサー・ライオンズクラブがレオ会員に贈呈する皆勤賞が作成される。これは、ライオンズクラブ購入用としてカタログに載せられる。
- b. ライオンズクラブは、現在ライオンズのラペルピン用にクラブ用品部から販売されている皆勤賞タブを購入し、レオクラブ・ラペルピンにも付けられるよう、レオ会員に贈ることができる。
- c. 新しいレオクラブの結成が報告される毎に、ライオンズクラブ国際協会々長の署名付のレオ・エクステンション・アワード証書が、スポンサー・ライオンズクラブの会長に一枚、並びに顧問に一枚贈られる。
- d. レオ名誉賞は、優れた貢献をしたレオ会員にレオクラブが贈るもので、販売用品としてカタログに載せられる。

e. レオクラブ優秀賞

本賞に関する規定は次の通りである。(本規定の中に出てくる地区ガバナーとは、特に注釈がない限り、賞の対象となる年度の地区ガバナーを意味する)

- (1) **資格:** 毎年各地区は、受賞の候補クラブとしてレオクラブを一つ推薦することができる。地区ガバナーが推薦し、地区レオクラブ委員長が同意の署名をする。
- (2) **申請書:** 申請用紙は地区ガバナーあてに送付される。地区ガバナーが記入し、地区レオクラブ委員長が署名する。申請書には、受賞候補クラブに関する報告書を添える。
- (3) **基準:** レオクラブは、下記分野において審査される。
 - (a) **奉仕事業:** 地域社会で企画する奉仕事業に、根気と独創性が表れていなければならない。
 - (b) **資金獲得事業:** 独創性と、他のクラブにも適用できるかが強調される。
 - (c) **リーダーシップ:** 事業の企画及び実施において、また活発な会員維持において、役員が発揮した指導力が検討される。
 - (d) **PR:** マスコミその他を活用してクラブの活動を広報することにより、クラブのイメージを高揚させたか、審査される。
 - (e) **クラブ行政:** 役員及び会員報告書(Leo-72)を期限までに提出することなど、国際本部との連絡状況も対象になる。
- (4) **締切日:** 申請書及び詳細報告書が、賞の対象となる会計年度終了直後の 8 月 15 日までに、国際本部(300 22nd Street, Oak Brook, Illinois 60523-8842 USA)に届いていなければならない。

(5) **報告書利用:** 受賞候補として推薦されたクラブの活動に関する情報は、ライオン誌やレオクラブ関係の印刷物掲載に適しているかどうか、考慮の対象となる。報告書と共に送られた写真やスライドは、国際本部で保管される。

(6) **アワード:** 賞の対象となる年度入りのクラブ旗用バナーパッチ及びシェブロンが、スポンサー・ライオンズクラブの現会長に送付され、都合のつく最高位のライオンズ役員が贈呈する。

f. 100%レオクラブ会長賞

(1) ライオンズクラブ国際協会は、受賞資格を得たレオクラブ会長に100%レオクラブ会長賞を交付する。条件は次の通りである。

(a) レオクラブは、標準版レオクラブ会則並びに国際理事会の方針に従って活動し、国際協会の名称、紋章、その他のマークを許可なしに使用することを認めるような言動を避ける。

(b) レオクラブは、会員数純増加を達成する。(転籍会員、死亡会員、不在会員は、純増加の計算に関係しない)

又は、

会長自身が会計年度末までに、新会員を一人かそれ以上スポンサーする。

(c) レオクラブは主要奉仕事業を少なくとも1件実施する。この事業は、スポンサー・ライオンズクラブと合同で行ったものでもよい。

(d) レオクラブは、かなり多くの会員の協力を得て、主要資金獲得事業を少なくとも1件実施する。この事業は、スポンサー・ライオンズクラブと合同で行ったものでもよい。

(e) 会員報告用紙又は類似の用紙を使って、7月1日までに、レオクラブ役員名を国際本部に報告する。

(f) レオクラブ会長は、新会員が全員、適切な研修を受け、委員会に割り当てられて活動していることを証明する。

(g) レオクラブ顧問がスポンサー・ライオンズクラブ会長にレオクラブ会長を推薦し、スポンサー・ライオンズクラブの会長は、レオクラブ会長がすべての条件を満たしたことを証明しなければならない。

(2) 会計年度前半に結成されたレオクラブの初代会長も、賞の対象となる。

g. レオクラブ周年記念アワード

国際本部の結成確認を受けた日から5年目及び10年目の周年記念日を迎えたレオクラブ、並びにその後5年ごとの周年記念日を迎えたレオクラブには、ライオンズクラブ国際協会からアワードが交付される。受賞するためには、クラブは結成確認書を受けて以来継続して存在していなければならない。いったん解散し、再結成された場合には、新しい結成日から数える。

h. レオクラブ顧問功労賞

次の条件を満たした優秀なレオクラブ顧問には、ライオンズクラブ国際協会からレオクラブ顧問功労賞が贈られる。

(1) レオクラブは、標準版レオクラブ会則並びに国際理事会の方針に従って活動し、国際協会の名称、紋章、その他のマークを許可なしに使用することを認めるような言動を避ける。

(2) 顧問は、

(a) レオクラブ会員のために継続的な指導力育成プログラムを企画し、実施する。又、レオ

クラブ役員が指導力を発揮してそれぞれの役を務めるよう指導する。

- (b) レオクラブ会員が奉仕精神を高め、お互いの友情を深めることを奨励する。
 - (c) レオクラブの例会に定期的に出席し、レオクラブとスポンサー・ライオンズクラブとの健全な関係を維持する。更に、レオクラブの発展ぶりを定期的にライオンズクラブに報告する。
 - (d) レオクラブが主要奉仕事業及び資金獲得運動を実施するに当たり、積極的に助力する。
 - (e) 青少年によく耳を貸し、彼らが必要とするものを知り、建設的な助言や激励を与える。
 - (f) レオクラブが地区内の活動や他のレオクラブとの活動に参加することを奨励する。
- (3) 基準に基づき、スポンサー・ライオンズクラブの会長から証書が贈られる。

i. レオクラブ委員長賞

- (1) **対象** 正式な任命を受けて、地区又は複合地区のレオクラブ委員長を務めたライオンが、このアワードの対象になる。
- (2) **受賞規定** 次の各部門の必須条件を満たさなければならない。
 - (a) **エクステンション** 年度中に地区内で、少なくとも一つのレオクラブ純増加がなければならない。複合地区委員長の場合には、複合地区内で少なくとも二つのレオクラブ純増加がなければならない。純増加の計算に加えられるには、新レオクラブが、アワード対象の年度の6月30日までに国際本部で正式に認められていなければならない。

(b) **指導力育成** 地区委員長は、地区内でレオクラブ役員及びレオクラブ顧問のために、指導力育成ワークショップを催さなければならない。複合地区委員長は、準地区委員長のために同様のワークショップを催す。

(c) **地区内レオ活動** レオ地区又はレオ複合地区の協議会との連絡員の役を務めるか、或いは地区内又は複合地区内(レオ協議会がない場合)のレオクラブ間での会合、奉仕活動、コンテストなどを計画し実施する。

(d) **報告書提出** Leo-91(レオ地区及び複合地区年間報告書)を規定通りに国際本部に提出する。

(e) **促進** 次のうち1項目を達成する。

－ レオクラブ・プログラムを推進するため、少なくとも五つのライオンズクラブを訪問する。

－ 地区(又は複合地区)大会で、レオ・セミナー又はフォーラムを催す。

－ レオクラブに対する人々の認識を深めるため、地区(又は複合地区)内で「レオ週間」を催す。

基準に基づき、地区ガバナー又は協議会議長から証書が贈られる。

j. 100%レオ地区会長賞

受賞規定 レオ地区会長は、下記の必須条件を満たさなければならない。

- (1) レオ地区会長とレオ地区協議会は、標準版レオ地区会則並びに国際理事会の方針に従って活動し、国際協会の名称、紋章、その他のマークを許可なしで使用することを認めるような言動を避ける。
- (2) レオ地区会長は、地区レオクラブ委員長と共同で、地区内のレオクラブ役員のために指導力育成のセミナーを催すか、指導力育成プログラムを設ける。
- (3) 地区内で新しく選出されたレオクラブ会長全員の名が、5月15日までに国際本部に報告されていなければならない。それには、Leo-72書式又は類似の用紙を使う。
- (4) 地区内の過半数のレオクラブが参加できるような主要奉仕事業又は資金獲得事業を、少なくとも一つ推進する。
- (5) 標準版レオ地区会則に定められる通り、地区レオ会議を開き、国際本部に報告する。その他すべての地区会合についても、同様に報告する。
- (6) 下記2項のうち、1項を達成する。
 - 地区内のレオ会員数純増加
 - 地区内で少なくとも一つのレオクラブ純増加

基準に基づき、地区ガバナーの承認の下に地区レオクラブ委員長から証書が贈られる。

k. 100%レオ複合地区会長賞

受賞規定 レオ複合地区会長は下記の必須条件を満たさなければならない。

- (1) レオ複合地区会長とレオ複合地区協議会は、標準版レオ複合地区会則並びに国際理事会の方針に従って活動し、国際協会の名称、紋章、その他のマークを許可なしで使用することを認めるような言動を避ける。
- (2) レオ複合地区会長は、複合地区レオクラブ委員長と共同で、複合地区内のレオクラブ役員のために指導力育成のセミナーを催すか、指導力育成プログラムを設ける。
- (3) 複合地区内で新しく選出されたレオクラブ会長全員の名が、5月15日までに国際本部に報告されていなければならない。それには、Leo-72書式又は類似の用紙を使う。
- (4) 複合地区内の過半数のレオクラブが参加できるような主要奉仕事業又は資金獲得事業を、少なくとも一つ推進する。
- (5) 標準版レオ複合地区会則に定められる通り、複合地区レオ会議を開き、国際本部に報告する。その他すべての複合地区会合についても、同様に報告する。
- (6) 下記2項のうち、1項を達成する。
 - 複合地区内のレオ会員数純増加
 - 複合地区内で少なくとも一つのレオクラブ純増加

基準に基づき、協議会議長の承認の下に複合地区レオクラブ委員長から証書が贈られる。

I. ベスト・レオ賞

(1) 条件

下記の条件を満たした現レオクラブ会員は誰でも、この賞の対象になる。

- (a) グッドスタンディングの会員である。
- (b) 標準版レオクラブ会則及び付則に定められている年齢制限に沿っている。
- (c) 所属レオクラブの顧問、スポンサー・ライオンズクラブ会長、地区レオクラブ委員長、並びに地区ガバナーに承認された。
- (d) 以前にこの賞を受賞していない。

(2) 基準

下記のようなレオクラブ会員が考慮される。

- (a) 優れた指導力を発揮した。
- (b) 首尾よい奉仕事業の実施に、レオクラブ会員として優秀な成績を収めた。
- (c) レオクラブ・プログラムの発展及び成長に目覚ましい貢献をした。
- (d) レオクラブの仕事以外で地域社会又は学校奉仕に著しい功績を収めた。
- (e) 高い道徳基準と誠実さを示した。

(3) 推薦

- (a) 各複合地区協議会は、複合地区内のライオンズクラブがスポンサーしているグッドスタンディングのレオクラブ会員を一人だけ、毎年推薦することができる。推薦書提出には、公式の申請用紙を使わなければならない。推薦が行われた会計年度に役職に就いている複合地区協議会議長の署名が、

申請書に記されていないなければならない。

- (b) 複合地区に属さない単一地区は、地区内のライオンズクラブがスポンサーしているグッドスタンディングのレオクラブ会員を一人だけ、毎年推薦することができる。推薦書提出には、公式の申請用紙を使わなければならない。推薦が行われた会計年度に役職に就いている地区ガバナーの署名が、申請書に記されていないなければならない。

(4) 締切日

賞の申請書は、候補者が推薦される会計年度の6月1日までに、国際本部に届いていなければならない。

(5) アワード

アワードは、レオの色(紫と金色)で首にかけるためのリボンがメダルについたものである。メダルの表には、レオ紋章と「Leo of the Year (ベスト・レオ)」という言葉が刻み込まれている。メダルの裏には、受賞者の氏名と賞交付の年が彫りこまれている。国際会長からのお祝いの証書が、一緒に交付される。

(6) 表彰

受賞者は、国際理事会の会計年度最後の会議で、同理事会によって選ばれる。アワードは、協議会議長又は地区ガバナーのいずれか該当の役員に送付されて、贈呈される。受賞者の名前は、ライオン誌その他適切な公式出版物で広報される。

m. レオ10月会員増強賞

受賞資格が確認され次第、レオ会員増強月間である10月中に、自分の所属クラブに三人又はそれ以上の新会員を入会させたレオには、適切な賞が交付される。

n. レオクラブ・エクステンション賞状

- (1) **地区レベル:** 6月30日までに、地区内で少なくとも三つのレオクラブ純増を達成した地区ガバナー、地区レオクラブ委員長、レオ地区会長に、レオクラブ・エクステンション賞状が贈られる。
- (2) **複合地区レベル:** 6月30日までに、複合地区内で少なくとも五つのレオクラブ純増を達成した協議会議長、複合地区レオクラブ委員長、レオ複合地区会長に、レオクラブ・エクステンション賞状が贈られる。

o. トップテン・レオクラブ・エクステンション賞

- (1) **地区レベル:** ライオンズ会計年度中に、最多の新レオクラブ純増を成し遂げた上位10地区の地区レオクラブ委員長及びレオ地区会長に、金のトップテン・レオクラブ・エクステンション・ラペルピンが贈られる。
- (2) **複合地区レベル:** トップテン地区のレオクラブ・エクステンション活動を支援した複合地区レオクラブ委員長及びレオ複合地区会長にもラペルピンが贈られる。

p. レオ/ライオン・バナーパッチ・アワード

レオクラブ及びそのスポンサー・ライオンズクラブによる共同事業、及びレオとライオンズの協調関係を支持するその他の活動において成功を収めた両クラブには、資格を確認の上、レオクラブ及びライオンズクラブのロゴ、並びに「共に奉仕する」という言葉が書かれたバナーパッチが贈られる。

q. ライオンズクラブ・スポンサー周年記念アワード

ライオンズクラブ国際協会は、レオクラブをスポンサーし、5周年目（最初の5年以降は5年毎）を迎えたライオンズクラブに本賞を授与する。受賞の対象となるには、ライオンズクラブは、レオクラブの結成が確認された日、もしくはライオンズクラブがレオクラブをスポンサーするようになった日（いずれか早い日）より継続して、レオクラブをスポンサーしていなければならない。

11. 国際レオ・フォーラム

ライオンズクラブ国際大会の行事のひとつとして、時折、国際レオ・フォーラムを催すことができる。

12. レオクラブに関する地区組織

- a. レオクラブの発展、推進、新レオクラブ結成を目的として、地区ガバナーは、ライオンズ指導者、リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン、元地区ガバナー、スポンサー・ライオンズクラブ役員の間から選んだ地区レオクラブ顧問委員会を任命するよう依頼される。地区ガバナー及び地区役員は、ライオンズクラブ及びレオクラブに助言と助力を与えるが、地区事項に関してのみ権限を行使できる。この方針は、複合地区に関してガバナー協議会にも適用される。
- b. 二つ以上のレオクラブが近くに存在する場合にはいつでも、地区レオクラブ顧問委員会の代表者に同席してもらい、合同会合を開くよう奨励される。出来れば、全地区会合を開く。
- c. 会合の開催に当たっては常に、出席者の経済能力範囲内で開催するよう配慮する。レオ地区又はその役員の実費はいかなるものも、ライオンズクラブ国際協会からは支払われない。
- d. 複合地区外で開かれるレオ会合はすべて、正式なライオンズ行事と併合して開かれるか、或いは地区又は複合地区との合同スポンサー及び管轄の下に、開かれなければならない。
- e. **地区レオクラブ委員長補佐**
レオ地区が正式に組織されていないライオンズ地区では、地区ガバナーの判断で、レオクラブ委員長補佐を任命することができる。委員長補佐は、レオクラブのグッドスタンディング正会員でなければならない。委員長補佐の主な任務は、レオクラブ・プログラムの発展及び新クラブ結成のために、地区委員長を補佐することである。補佐の住所氏名は毎年、国際本部に報告しなければならない。

報告に従って、補佐には国際本部からラペルピンが交付される。

f. レオクラブ委員長の任期

地区および複合地区レオクラブ委員長の任期は3年間とし、任務を継続して遂行する。その際、次年度の地区ガバナーまたは協議会の承認および協議会議長の署名を得ることを条件とする。

13. レオ例会に欠席した場合の埋め合わせ

a. 例会の前後それぞれ13日以内に、次のいずれかに該当する場合は、レオクラブ例会に出席したものとみなされる。

(1) 他のレオクラブの例会又は特別会合に出席

(2) 所属クラブの理事会々議に出席

(3) 所属クラブの常設委員会々議に出席

(4) 資金獲得事業及び奉仕事業を含み、所属クラブが計画又はスポンサーした会合に出席

(5) レオ地区会合に出席

(6) ライオンズクラブ国際大会、地区又は複合地区レオ会議、その他正式なレオクラブの集いに出席

b. 病気のために欠席した会員は、医師の診断書を提出すれば自動的に、出席したものと認められる。

c. 軍務、陪審員として裁判所出頭、その他の法的義務のために欠席を余儀なくされた会員は、出席したものと認められる。出席として認めるかどうかはその都度、クラブ理事会が決める。

d. レオクラブの例会には出られない場所で、相当日数にわたって職業上の任務を果たす必要があるレオは、クラブの判断に従って、出席したものと認められる。

e. 会員が出席の規定に従っているか確認するのは、クラブ幹事の責任である。

14. レオ奉仕年数転換プログラム

1997年7月1日より、元レオクラブ会員は、レオクラブの活動年数をライオンズクラブ会員の活動歴に加えることができる。

レオ活動年数を認めてもらうには、ライオンズ会員にレオ奉仕活動記録書を記入してもらう。クラブ幹事が月例会員報告書と共にこれを国際本部に提出する。

15. レオの月

a. 4月 - レオクラブ認識月間

b. 10月 - レオ会員増強月間

16. レオクラブ・プログラム諮問パネル

レオクラブ・プログラム諮問パネルの目的は、レオクラブ・プログラムにかかわる事柄においてレオおよびライオンズにそれぞれの地域を代表する機会を提供することにある。このパネルは、ライオンズクラブ国際協会がレオクラブ・プログラムに関連する事項を評価するにあたり、協会に対する顧問の役目を果たす。プログラムに影響を及ぼす事柄はライオンズクラブ国際理事会に提示され、検討された上で最終的に承認されなければならない。本パネルは理事会が別の決定を下すまで存続する。

a. 構成

パネルを構成するのは各会則地域の以下の者とする。2名のライオン、2名のオメガ・レオ、2名のアルファ・レオ。初年度を含み、毎年各会則地域から1名のライオン、1名のアルファ・レオ、1名のオメガ・レオが選ばれる。パネル構成員は2年間の任期を務める。

b. 資格

(1) レオ

(a) 候補者は正レオクラブにおけるグッドスタンディングのレオ会員でなければならない。

- (b) オメガ・レオ候補者は、以下のうち一つの条件を満たすものとする。
 - (i) グッドスタンディングの現職のレオ地区または複合地区役員であること。候補者は、単一地区、複合地区、または複合地区内の準地区のどのレベルの役員であってもよい。
 - (ii) 過去にレオ地区または複合地区役員を務めた経験があること。候補者は、推薦を受ける年度に先立つ2年以内にレオ地区または複合地区役員を務めていなければならない。
 - (iii) 現職のレオ地区または複合地区役員である候補者が優先される。
 - (iv) 候補者は、国際本部青少年プログラム課に、役員として報告されていなければならない。
 - (c) アルファ・レオ候補者は、以下のうち一つの条件を満たすものとする。
 - (i) グッドスタンディングの現職のレオ地区または複合地区役員であること。候補者は、単一地区、複合地区、または複合地区内の準地区のどのレベルの役員であってもよい。
 - (ii) 過去にレオ地区または複合地区役員を務めた経験があること。候補者は、推薦を受ける年度に先立つ2年以内にレオ地区または複合地区役員を務めていなければならない。
 - (iii) グッドスタンディングの現職のレオクラブ会長であること。
 - (iv) 現職のレオ地区または複合地区役員である候補者が優先される。
 - (v) 候補者は、国際本部青少年プログラム課に、役員として報告されていなければならない。
- (2) ライオンズ
- (a) 候補者は正ライオンズクラブにおけるグッドスタンディングのライオンズ会員でなければならない。
 - (b) これに加え、候補者は、以下のうち一つの条件を満たすものとする。
 - (i) グッドスタンディングの現職のレオ地区または複合地区委員長であること。候補者は、単一地区、複合地区、または複合地区内の準地区のどのレベルの役員であってもよい。
 - (ii) 過去に地区または複合地区のレオ委員長を務めた経験があること。候補者は、推薦を受ける年度に先立つ2年以内に地区または複合地区のレオ委員長を務めていなければならない。
 - (iii) 現職の地区または複合地区レオ委員長である候補者が優先される。
 - (iv) 候補者は、国際本部青少年プログラム課に、レオ委員長として報告されていなければならない。
- c. 推薦
- (1) レオ
 - (a) 現および元複合地区レオ役員は、現職の複合地区レオ委員長がいる場合はその推薦を受け、現職の協議会議長の承認を得るものとする。複合地区

レオ委員長が任命されていない場合は、現職の協議会議長から推薦および承認を得ることができる。複合地区は、会計年度につき1人のアルファ候補者および1人のオメガ候補者のみを推薦できる。

(b) 現および元地区（単一または準地区）レオ役員は、現職の地区レオ委員長がいる場合はその推薦を受け、現職の地区ガバナーの承認を得るものとする。地区レオ委員長が任命されていない場合は、現職の地区ガバナーから推薦および承認を得ることができる。単一地区および準地区は、会計年度につき1人のアルファ候補者および1人のオメガ候補者のみを推薦できる。

(c) レオクラブ会長は、レオクラブ顧問およびスポンサー・ライオンズクラブ会長から推薦を受け、現職の地区ガバナーの承認を得るものとする。単一地区および準地区は、会計年度につき1人のレオクラブ会長のみを推薦できる。

(2) ライオンズ

(a) 現および元複合地区レオ委員長は、現職の協議会議長の推薦および承認を得るものとする。複合地区は、会計年度につき候補者1人のみを推薦できる。

(b) 現および元地区レオ委員長は、現職の地区ガバナーの推薦および承認を得るものとする。単一地区および準地区は、会計年度につき候補者1人のみを推薦できる。

d. 選考過程

(1) 推薦をするためには、公式の推薦用紙に必要な署名を得た上で、毎年7月15日までに国際本部の青少年プログラム課に提出しなければならない。

(2) 青少年プログラム課は集まった推薦書を10月/11月の理事会会議で奉仕事業委員会に提示し、同委員会が最終的に選定する。さらに奉仕事業委員会は、パネル・メンバーが2年の任期を完了できない場合に備え、代替メンバーとして、会則地域ごとに1名のライオン、1名のアルファ・レオ、及び1名のオメガ・レオも選出する。

D. 六つ以上のレオクラブがライオンズクラブにスポンサーされている単一地区又は準地区の地区ガバナーは、レオ地区の編成を許可することができる。その場合、次の標準版レオ地区会則に従わなければならない。

標準版レオ地区会則

第1条 名称

本組織の名称は、レオ〇〇地区とする。

第2条 目的

本地区内のレオクラブ・プログラムの方針並びに目的を推進するための行政機構を設ける。

第3条 地区組織

A. 条件及び領域

ライオンズ地区（単一又は準）内で6クラブまたはそれ以上のレオクラブがライオンズクラブにスポンサーされ、ライオンズクラブ国際協会に認められている場合、地区ガバナーは、レオ地区の編成を許可することができる。レオ地区の領域は、それぞれのライオンズ地区（単一又は準）の領域と同一でなければならない。

B. 構成員

1. 本組織は、当該ライオンズ地区（単一又は準）で、ライオンズクラブにスポンサーされ、正式に認められたすべてのレオクラブから構成される。
2. 標準版レオ地区会則及び付則に男性を表す用語が使われている場合にはいつでも、男性と女性の両方を意味するものと解釈する。

C. レオ地区役員

1. レオ地区会長

レオ地区会長の選挙は、年次レオ地区会議で行われる。

(a) 資格

- (1) 地区内で認められているレオクラブのグッドスタンディング会員である。
- (2) レオクラブの会長を、協会の会計年度全期又はその過半期、務めた。
- (3) スポンサー・ライオンズクラブの推薦を受けた。

(b) 選挙

(1) 指名推薦

レオ地区会長を指名推薦するには、有資格の会員を文書にて指名し、この文書による指名は、レオ地区会議の少なくとも 30 日前に、レオ地区幹事に届いていなければならない。この通りに行われなかった指名は無効である。

レオ地区会長の指名推薦は、下記の通りに行う。

- a) 地区内でグッドスタンディングのレオクラブが、指名推薦する。
- b) 候補者は、所属クラブの推薦を受ける。
- c) 所属レオ地区（編成されている場合）の推薦を受ける。
- d) スポンサー・ライオンズクラブの推薦を受ける。
- e) 候補者が、指名に同意した証拠として、その指名推薦の受領を認める。

レオ地区会議当日までに文書による指名が行われていないか、或いは正式に指名を受けた立候補者がいない場合には、どの代議員でも、候補者の資格が確認される限り、地区会議の席上から有資格者を指名推薦することができる。

(2) 選挙

レオ地区会長の選挙は、次の規定に従って無記名投票で行う。

- a) 候補者が二人だけの場合には過半数の票を得た者が当選したとみなされる。得票数が同数の場合には、

一人の候補者が過半数の票を得るまで投票を続ける。

- b) 候補者が三人以上の場合には過半数の得票者が当選したとみなされる。最初の投票で誰も過半数の票を得なかった場合には、一人の候補者が過半数の票を得るまで投票を続ける。但し、最少票数を得た者は、次の投票では除外される。
- c) 候補者が一人だけの場合には投票用紙は使用せずに、その候補者に賛成する満場一致の発声投票で決めることができる。

2. レオ地区副会長

レオ地区副会長の選挙は、年次レオ地区会議で行われる。副会長の資格、指名推薦の手順、選挙は、レオ地区会長の場合と同じである。

3. 二重指名

一人のレオが同じ地区会議で、レオ地区会長及び副会長の役職に指名推薦され選出されても、同時に両方の役職に就くことはできない。候補者が一つの役職の選挙に落選しても、他方の役職の選挙からは除外されない。両方の役職に選出された場合には、一方の役職を辞退しなければならない。辞退した役職については、残る候補者の間で選挙が続けられる。

4. 空席

レオクラブ地区会長が欠員となった場合には、レオクラブ地区副会長が自動的にレオ地区会長の役に昇進する。レオ地区副会長が何らかの理由でレオ地区会長に就くことを辞退した場合には、地区レオクラブ委員長が残る任期につき、代わりのレオを任命して空席を埋める。

5. 他のレオ地区役員

レオ地区会長は、就任時まで、レオ地区幹事、レオ地区会計、その他レオ地区会議又はレオ地区協議会が望み、ライオンズ地区キャビネットが承認した地区役員を任命する。

6. レオ地区協議会

レオ地区協議会は、レオ地区会長、レオ地区副会長、レオ地区幹事、レオ地区会計、地区内各レオクラブの会長（又は各クラブからの代表者）、並びにレオ地区会長が任命したそ

の他の地区役員から構成される。レオ協議会役員は、それぞれ 1 票の投票権を持つ。地区レオクラブ委員長はアドバイザーの役を務め、投票権はない。

7. 地区レオクラブ委員長

地区レオクラブ委員長は、投票権のないアドバイザーを務める外、ライオンズ地区キャビネットとレオ地区協議会との正式な連絡係を務める。更に、レオ地区会議の決議事項をすべて、ライオンズ地区キャビネットに報告する。

第 4 条 レオ地区会議

- A. レオ地区会議は、ライオンズ地区キャビネットの承認の下に毎年開催される。レオ地区がレオ複合地区の一部である場合には、同会議はレオ複合地区会議前の 30 日以内に開かれなければならない。
- B. 年次レオ地区会議の開催地は、前回の年次レオ地区会議で決められた場所とする。会議の開催日時については、現レオ地区協議会が定める。レオ地区協議会が任命した委員会が、地区レオクラブ委員長と協力してレオ地区会議を計画する。
- C. 地区内のグッドスタンディングの各レオクラブは、グッドスタンディングの会員 10 人又はその端数につき、投票権を持つ代議員を一人派遣する権利を持つ。ここで言う端数とは、五人以上を指す。資格証明締め切り前に滞納金を支払えば、グッドスタンディングの資格を確保することができる。資格証明の締め切りの時間は、それぞれの会議の規則で定められる。代議員は、自ら出席した場合にのみ、投票時に投票することができるが、いかなる事項についても、1 票だけ投じることができる。
- D. いかなる会合でも、代議員の過半数の出席をもって定足数とする。
- E. 会議に出席した代議員の過半数の賛成投票があれば、その会議で、決議案を可決又は否決することができる。レオ地区会議での決議事項はすべて、ライオンズ地区キャビネット又は国際理事会のいずれか一方の決断で、撤回又は否決されることがある。いずれの場合にも、レオ地区会議の決議は無効となる。

第 5 条 レオ地区基金

- A. 本地区の運営費に充てるため、ライオンズ地区キャビネットの承認に基づいて、レオ地区内のクラブ会員から一人当たり年に _____ のレオ地区会費を徴収する。

レオ地区会費は、各レオクラブが徴収し、レオ地区幹事に前払いする。本会費の支払い回数及び期日は、各レオ地区会議で定める。

こうして集まった会費はすべて、レオ地区運営基金の一部として活用される。支出は、レオ地区協議会が承認したものだけに限られ、同協議会は、その会計年度に調達できる基金額を超える債務を負ってはならない。

- B. 金銭を受け取り、支払いをすることを目的に銀行口座を設ける。小切手その他の流通証券交付には、レオ地区幹事の署名並びに地区ガバナーが指名した者の連署が必要である。
- C. レオ地区協議会は監査員を任命し、レオ地区会計の年次監査の手配をする。監査済みの会計年度貸借対照表並びに収支計算書は、各年次地区会議で提出すると共に、ライオンズ地区キャビネットにも提出する。
- D. 各会計年度末におけるレオ地区運営徴収金の手持ち残高は、これを保持する者が、次期レオ地区協議会に引き渡さなければならない。この徴収金は、その他のレオ地区運営基金残高と共に、次期レオ地区協議会の収入とみなされる。

第 6 条 役職名

レオ地区役員は、本会則で定められている役職名だけを使うことができる。

第 7 条 付則

レオ地区協議会は、レオ地区の能率的な運営に必要と思われる付則をレオ地区会議で提案し、採用する。但しその付則は、本会則の規定に沿ったものであり、ライオンズ地区キャビネットが認め、国際理事会又はその代理人が承認したものでなければならない。いかなる付則又はその改正も、本会則の規定或いは国際理事会又はその代理人の決断に反するものは、無効となる。

第8条 期間

- A. 本レオ地区は、下記事項のいずれかが生じた場合、直ちに解散される。
1. 本レオ地区が、解散を票決する。
 2. ライオンズ地区キャビネットから、文書によるスポンサー取り消しの通知がレオ地区会長に届く。
 3. ライオンズクラブ国際協会から、文書による解散通知がレオ地区会長に届く。
- B. A 項の規定により解散となった場合、本地区の会員は個人としても団体としても、地区レベルにおけるレオ名称及び紋章の使用に関するすべての権利と特権を放棄しなければならない。そのレオ地区に納入された金銭の残りは、ライオンズ地区キャビネットに納めなければならない。

第9条 改正

本会則は、ライオンズクラブ国際協会理事会の決議によってのみ改正され、改正が採択されたときに、本会則の規定は自動的に改正されたことになる。

第10条

レオ地区の会計年度を、7月1日から6月30日までとする。

- E. レオクラブが10以上あり、レオ会員が合計100人以上いるライオンズ複合地区のガバナー協議会は、レオ複合地区の編成を許可することができる。その場合、次の標準版レオ複合地区会則に従わなければならない。

標準版レオ複合地区会則

第1条 名称

本組織の名称は、レオ〇〇複合地区とする。

第2条 目的

本複合地区内のレオクラブ・プログラムの方針並びに目的を推進するための行政機構を設ける。

第3条 複合地区組織

A 項 条件及び領域

ライオンズ複合地区内で10クラブまたはそれ以上のレオクラブがライオンズクラブにスポンサーされ、合計100人以上のレオ会員がおり、ライオンズクラブ国際協会に認められている場合、その複合地区のガバナー協議会は、レオ複合地区の編成を許可することができる。レオ複合地区の領域は、それぞれのライオンズ複合地区の領域と同一でなければならない。

B 項 構成員

本組織は、当該ライオンズ複合地区で、ライオンズクラブにスポンサーされ、正式に認められたすべてのレオクラブから構成される。

C 項 レオ複合地区役員

1. レオ複合地区会長

レオ複合地区会長の選挙は、年次レオ複合地区会議で行われる。

(a) 資格

- (1) 地区内で認められているレオクラブのグッドスタンディング会員である。
- (2) 協会の会計年度全期又はその過半期、レオクラブの会長を務めた。
- (3) スポンサー・ライオンズクラブの推薦を受けた。
- (4) 所属レオ地区（編成されている場合）の推薦を受けた。

(b) 選挙

(1) 指名推薦

レオ複合地区会長を指名推薦するには、有資格の会員を文書にて指名し、この文書による指名は、レオ複合地区会議の少なくとも30日前に、レオ複合地区幹事に届いていなければならない。この通りに行われなかった指名は無効である。

レオ複合地区会長の指名推薦は、下記の通りに行う。

- a) 複合地区内でグッドスタンディングのレオクラブが、指名推薦する。

- b) 候補者は、所属クラブの推薦を受ける。
- c) 所属レオ地区（編成されている場合）の推薦を受ける。
- d) スポンサー・ライオンズクラブの推薦を受ける。
- e) 候補者が、指名に同意した証拠として、その指名推薦の受領を認める。

レオ複合地区会議当日までに文書による指名が行われていないか、或いは正式に指名を受けた立候補者がいない場合には、どの代議員でも、候補者の資格が確認される限り、複合地区会議の席上から有資格者を指名推薦することができる。

(2) 選挙

レオ複合地区会長の選挙は、次の規定に従って無記名投票で行う。

- a) 候補者が二人だけの場合には過半数の票を得た者が当選したとみなされる。得票数が同数の場合には、一人の候補者が過半数の票を得るまで投票を続ける。
- b) 候補者が三人以上の場合には過半数の得票者が当選したとみなされる。最初の投票で誰も過半数の票を得なかった場合には、一人の候補者が過半数の票を得るまで投票を続ける。但し、最少票数を得た者は、次の投票では除外される。
- c) 候補者が一人だけの場合には投票用紙は使用せずに、その候補者に賛成する満場一致の発声投票で決めることができる。

2. レオ複合地区副会長

レオ複合地区副会長の選挙は、年次レオ複合地区会議で行われる。副会長の資格、指名推薦の手順、選挙は、レオ複合地区会長の場合と同じである。

3. 二重指名

一人のレオが同じ複合地区会議で、レオ複合地区会長及び副会長の役職に指名推薦され選出されても、同時に両方の役職に就くことはできない。候補者が一つの役職の選挙に落選しても、他方の役職の選挙からは除外されな

い。両方の役職に選出された場合には、一方の役職を辞退しなければならない。辞退した役職については、残る候補者の中で選挙が続けられる。

4. 空席

レオ複合地区会長が欠員となった場合にはレオクラブ複合地区副会長が自動的にレオ複合地区会長の役に昇進する。レオ複合地区副会長が何らかの理由でレオ複合地区会長に就くことを辞退した場合には、複合地区レオクラブ委員長又は複合地区ガバナー協議会の代理人が、残る任期につき、代わりのレオを任命して空席を埋める。

5. 他のレオ複合地区役員

レオ複合地区会長は、就任時まで、レオ複合地区幹事、レオ複合地区会計、その他レオ複合地区会議又はレオ複合地区協議会が望み、ライオンズ複合地区ガバナー協議会が承認した複合地区役員を任命する。

6. レオ複合地区協議会

レオ複合地区協議会は、レオ複合地区会長、レオ複合地区副会長、レオ複合地区幹事、レオ複合地区会計、複合地区内各レオ地区会長、並びにレオ複合地区会長が任命しライオンズ複合地区ガバナー協議会が認めたその他の複合地区役員から構成される。レオ複合地区内にレオ地区会長がいない場合には、同複合地区内各レオクラブの会長（又は各クラブからの代表者）が、レオ複合地区協議会の構成員の一部となる。協議会役員は、それぞれ1票の投票権を持つ。ライオンズ複合地区ガバナー協議会から複合地区レオクラブ委員長として任命されているライオン及び同複合地区内各地区のレオクラブ委員長は、協議会のいかなる会議にも出席し、審議にあたる権利を持つ。

7. 複合地区レオクラブ委員長

複合地区レオクラブ委員長は、レオ複合地区協議会の構成員となる外、ライオンズ複合地区ガバナー協議会とレオ複合地区協議会との正式な連絡係を務める。更に、レオ複合地区会議の決議事項をすべて、ライオンズ複合地区ガバナー協議会に報告する。

D 項 レオ複合地区協議会々議

1. レオ複合地区協議会々議は、レオ複合地区会長が定め同協議会構成員の過半数が承認した日時にその場所で、少なくとも年に2回開催するものとする。但し、この会議の1回は、レオ複合地区会議の際に開くものとする。
2. 定足数及び投票 -- 投票権をもつ協議会構成員の過半数の出席をもって、会議の定足数とする。

E 項 権限

ライオンズクラブ国際協会の法人定款、国際会則及び付則、ライオンズ複合地区会則及び付則、国際理事会に与えられている権限、並びに国際理事会方針及び決議などに反する場合を除き、レオ複合地区協議会は、

1. レオ複合地区協議会全役員及び代理人、並びにレオ複合地区及びレオ複合地区会議の全委員会をその管轄下におき、統制する。
2. レオ複合地区の財産、業務、資金を管理し統制する。
3. レオ複合地区会議及びその他の複合地区会合のあらゆる面を管轄下におき、統制し、監督する。
4. 国際理事会の方針及び国際理事会が定めた議事手順に基づいて権限が与えられた場合、どのレオ準地区、どのレオクラブ、或いは本レオ地区内レオクラブのどの会員から提訴された会則上の苦情も、まず最初に審議し裁定する権限を持つ。レオ複合地区協議会が下すこれらすべての裁決は、ライオンズ複合地区ガバナー協議会並びに国際理事会の考察及び決断を受ける。
5. レオ複合地区、レオ複合地区委員会、レオ複合地区協議会の予算関係事項のすべてを統制し管理する。すべての取り引きは、ライオンズ複合地区ガバナー協議会の承認を受けなければならない。会計年度に予算超過又は赤字を起す債務を負ってはならない。

第4条 レオ複合地区会議

- A. レオ複合地区会議は、毎年開催される。同会議の開催地は、前回の年次レオ複合地区会議で決められた場所とする。会議の開催日時については、現レオ複合地区協議会が定め、ライオンズ複合地区ガバナー協議会の承認を受ける。
- B. レオ複合地区内のグッドスタンディングの各レオクラブは、グッドスタンディングの会員10人又はその端数につき、投票権を持つ代議員を一人派遣する権利を持つ。ここで言う端数とは、五人以上を指す。資格証明締め切り前に滞納金を支払えば、グッドスタンディングの資格を確保することができる。資格証明の締め切りの時間は、それぞれの会議の規則で定められる。代議員は、自ら出席した場合にのみ、投票時に投票することができるが、いかなる事項についても、1票だけ投じることができる。
- C. いかなる会合でも、代議員の過半数の出席をもって定足数とする。
- D. 会議に出席した代議員の過半数の賛成投票があれば、その会議で、決議案を可決又は否決することができる。レオ複合地区会議での決議事項はすべて、ライオンズ複合地区ガバナー協議会又は国際理事会のいずれか一方の決断で、撤回又は否決されることがある。いずれの場合にも、レオ複合地区会議の決議は無効となる。

第5条 レオ複合地区基金

- A. 本複合地区の運営費に充てるため、ライオンズ複合地区ガバナー協議会の承認に基づいて、レオ複合地区内のクラブ会員から一人当たり年に_____のレオ複合地区会費を徴収する。レオ複合地区会費は各レオクラブが徴収し、レオ複合地区幹事に前払いする。本会費の支払い回数及び期日は、各レオ複合地区会議で定める。

こうして集まった会費はすべて、レオ複合地区運営基金の一部として活用される。支出は、レオ複合地区協議会が承認したものだけに限られ、同協議会は、その会計年度に調達できる基金額を超える債務を負ってはならない。

- B. 金銭を受け取り、支払いをすることを目的に銀行口座を設ける。小切手その他の流通証券交付には、レオ複合地区幹事の署名並びにライオンズ複合地区ガバナー協議会が指名した者の連署が必要である。
- C. レオ複合地区協議会は監査員を任命し、レオ複合地区会計の年次監査の手配をする。監査済みの会計年度貸借対照表並びに収支計算書は、各年次複合地区会議で提出すると共に、ライオンズ複合地区ガバナー協議会にも提出する。
- D. 各会計年度末におけるレオ複合地区運営徴収金の手持ち残高は、これを保持する者が、次期レオ複合地区協議会に引き渡さなければならない。この徴収金は、その他のレオ複合地区運営基金残高と共に、次期レオ複合地区協議会の収入とみなされる。

第6条 役職名

レオ複合地区役員は、本会則で定められている役職名だけを使うことができる。

第7条 付則

レオ複合地区協議会は、レオ複合地区の能率的な運営に必要と思われる付則をレオ複合地区会議で提案し、採用する。但しその付則は、本会則の規定に沿ったものであり、ライオンズ複合地区ガバナー協議会が認め、国際理事会又はその代理人が承認したものでなければならない。いかなる付則又はその改正も、本会則の規定或いは国際理事会又はその代理人の決断に反するものは、無効となる。

第8条 期間

- A. 本レオ複合地区は、下記事項のいずれかが生じた場合、直ちに解散される。
 - 1. 本レオ複合地区が、解散を票決する。
 - 2. ライオンズ複合地区ガバナー協議会から、文書によるスポンサー取り消しの通知がレオ複合地区会長に届く。
 - 3. ライオンズクラブ国際協会から、文書による解散通知がレオ複合地区会長に届く。

- B. A 項の規定により解散となった場合、本複合地区の会員は個人としても団体としても、複合地区レベルにおけるレオ名称及び紋章の使用に関するすべての権利と特権を放棄しなければならない。そのレオ複合地区に納入された金銭の残りは、ライオンズ複合地区ガバナー協議会に納めなければならない。

第9条 改正

本会則は、ライオンズクラブ国際協会理事会の決議によってのみ改正され、改正が採択されたときに、本会則の規定は自動的に改正されたことになる。

第10条

レオ複合地区の会計年度を、7月1日から6月30日までとする。

F. 青少年交換プログラム方針

1. 目的

青少年交換 (YE) プログラムは、「世界の人びとの間に相互理解の精神をつちかい発展させる」というライオニズムの第1目的が一層推進されるよう、1961年に国際理事会から認可された。

本プログラムの目的は次の通りである。

- a. 他国の人と接する機会を青少年に与える。
- b. 異なる文化的背景を持つ家族や地域社会の生活を経験させる。
- c. ライオニズムを通して、国際理解と親善を促進する。

これらの目的は、交換生、スポンサー・ライオンズクラブ、ホスト・ライオンズクラブ、家族に当てはまる。関係者は誰でも、個人的利益を考えないで交換を実施し、自分達の行動にも注意しなければならない。

2. 実施の手順

a. コミュニケーション

- (1) 青少年交換の実施には、関係者間の密接な連絡が不可欠である。常に連絡し合うことが、関係者全員義務であり、連絡を受けたら直

ちに返事を出す。承諾であろうと拒絶であろうと、或いは後で決まる場合でも、連絡には即座に答える。

- (2) スポンサー・クラブとホスト・クラブは先ず、地区ユースキャンプ及び交換プログラム委員長又は複合地区ユースキャンプ及び交換プログラム委員長（該当の場合）を通して連絡をとる。委員長の名前が分からなければ、地区ガバナー宛に手紙を出す。

スポンサー・クラブ又はスポンサー地区とは、青少年交換生を外国に派遣するクラブ又は地区である。ホスト・クラブ又はホスト地区とは、青少年交換生を受け入れるクラブ又は地区である。

- (3) プログラム促進、計画、最初のコンタクト（返事の内容及び決断）、各青少年の略歴、その家族及びスポンサー、ホスト・クラブ及びホスト・ファミリー、旅行の日程、緊急連絡先について、国際本部の青少年プログラム課に詳しく報告をする。
- (4) ホスト・クラブは、最初の連絡の際に、青少年訪問中のプランについて詳細に通知するべきである。
- (5) 青少年の応募者は申し込みをする際に、ホストになる見込みの家族に対し、下記事項を含む自己紹介の手紙を出すべきである。
 - 趣味、専攻科目など
 - 家族及びその職業
 - 自分の地域社会
 - 海外旅行の経験
 - 交換への期待
 - 食事、健康、宗教に関する制限

手紙は、交換の際に使われる国語として定められた国語で書く。

- (6) ホスト・ファミリーは、自己紹介の手紙を申込書に添えて出す。この手紙は、ホスト・ライオンズが青少年の受け入れを承諾した際に、交換生及びスポンサー・ライオンズに送られる。手紙は、交換の際に使われる国語として定められた国語で書く。

- (7) 各青少年交換参加申込者は、ライオンズクラブによる資金援助の有無にかかわらず、クラブにスポンサーもしくは承認されなければならない。申込書は、地区および複合地区ユースキャンプ及び交換委員長（任命されている場合）が承認しなければならない。ユースキャンプ及び交換委員長が任命されていない地域については、地区ガバナー又は協議会議長が署名しなければならない。地区が編成されていない地域またはユースキャンプや交換の活動が地区又は複合地区レベルで行われていない場合については、ライオンズクラブ会長の署名があればよいものとする。

b. 交換生の選考

- (1) 時期： スポンサー・ライオンズクラブは、交換生を選ぶ前に、応募者全員を慎重に審査する。
- (2) ライオンズクラブ会員の子女：ホストの国又は地区が制限しない限り、クラブ会員の子女も応募できる。
- (3) 身体障害者又は経済的に恵まれぬ人： その他の点において資格のある人で、ホスト・クラブの承諾があれば、選ぶことができる。
- (4) 選考に当たって考慮すべき点
 - (a) 年齢： 応募者の年齢は、（文化及び習慣の理由で、ホストの国又は地区が良心的な方法で他の規定を設けない限り）15歳から21歳とする。
 - (b) 推薦書： 交換に無関係な人の少なくとも二人から、推薦状を得る必要がある。
 - (c) 学歴： 応募者の学業成績や専攻なども考慮する。
 - (d) 語学力： ホスト国の国語について基本的知識を備えていることが望ましい。国又はホストによっては、2年間の語学の勉強や会話の能力などを条件にする場合もある。

- (e) 青少年交換プログラムに関する知識： 青少年もその親も、青少年交換プログラムの目的など、プログラムの全面について知識を備えていなければならない。
 - (f) 応募者の動機： 特定の国を希望する理由を尋ねる。青少年は、国際理解に寄与したいという気持ちと、他国の生活について知り、他国の人から学びたいという意欲を持っているべきである。
 - (g) 健康： 身体障害や他の特殊事情のある人は、必ずしも除外される訳ではない。しかし、そのような特別な事情は、ホスト側にはっきりと説明するべきである。特定の健康状態、食べ物や薬に対するアレルギー、常用の薬剤、時には宗教上の理由で必要な特別な食事や制限などを、ホスト側に詳しく伝えておく。
 - (h) 外観： ホスト国の人々にとっては、交換生の外観や容姿が非常に重要な場合もある。自分のことを理解してもらいたいと思うのと同様に、青少年は、このような事情も理解するべきである。また到着前に写真を送っておけば、出迎えに出た人のために便利である。
 - (i) 保護者の同意： プログラムの目的に完全に同意していることを文書で表示してもらおう。病気や事故など緊急事態が起きた場合、最終的に費用の負担をするのは保護者であることを、はっきりと理解してもらおう。
 - (j) 各ホスト・クラブは、この外にも規則を設けることができる。
 - (k) 各交換生は、青少年交換に参加したい旨をはっきりと意志表示する必要があり、プログラムの規則を心得、その規則とプログラムの目的に従うことを誓う文書に本人及び保護者が署名しなければならない。
 - (l) 交換生とホスト・ファミリーの数： スポンサー・ライオンズは、団体割引に必要な人数を集めるためやホスト・ファミリーの数に合わせるためだけで、交換生の数を増やすべきではない。
 - (m) 交換生承認の条件： スポンサー・ライオンズは、ホスト・ファミリーが決まるまで、青少年を交換生として認めてはならない。
- c. ホスト・ファミリーの選考**
- (1) ホスト・ファミリーの選考にあたるのは、ホスト・クラブである。ホスト・ファミリーになるのは、可能な限り、ライオンズ会員の家庭であるのが望ましい。下記事項を考慮して、ホスト・ファミリーの家庭や家族について調査する。
 - (a) 年齢： 交換生と同年輩の青少年との接触がある家族、ということが重要である。子供がいる家族が望ましいが、必須条件ではない。
 - (b) 適性： ホスト・ファミリー及びその家族員が備えているべき特質は、理解力、関心、青少年と賢明に対応できる能力、偏見のない態度、寛容さなどである。
 - (c) 語学力： 家族のうち少なくとも一人が、交換生の国語を話せると役に立つし、その必要がある場合も多い。
 - (d) 青少年交換プログラムに関する知識： 青少年交換を成功させるには、ホスト・ファミリーの全員がこのプログラムの目的について、十分知識を

備えている必要がある。家族の全員が、それぞれの責任を納得していなければならない。非ライオンズの家族を選ぶ場合には、ライオンズの目的や活動について良く説明し、特に YE プログラムについては詳しく理解してもらう。家族全員との会合を持つべきである。

- (e) 生活状態： 贅沢である必要はないが、人が一人増えても、家族が窮屈な思いをしたり、経済的に困難しない程度の余裕が必要である。
- (f) ホスト・ファミリーの希望： 交換生の国籍、国語、宗教、性別、年齢などにつき、ホスト・ファミリーの希望を尋ねる。特別な関心事があれば、審査の際に定める。

- (2) ホスト・ファミリーの数： ホスト・ライオンズは、単に割当数のファミリーを確保するためだけに、家族を選んではならない。

d. 交換生の受け入れ

- (1) 青少年交換生を受け入れるのは、ホスト・ライオンズクラブのアクティビティであり、責任でもある。交換生の出迎え、滞在中の世話、もてなしなどが、その責任の主なものである。
- (2) ホスト・ファミリーと交換生との間に問題が生じたり、両者が上手く折り合わなかった場合には、ホスト・クラブの役員が、交換生を別の家庭に移すよう上手に手配する。(このためにも、予備のホスト・ファミリーを選んでおくべきである)
- (3) ホスト側があらゆる手を尽くしても解決出来ない困難な問題が起こった場合には、交換生の親、或いはスポンサー・クラブや地区に連絡する必要があるかもしれない。理由のいかんにかかわらず、青少年を帰国させることに決まったら、ホスト・クラブの役員が帰国の手続きをする。
- (4) ホスト・ファミリーの家庭では、交換生を家族の一員として扱う。交換生自身の家庭の雰囲気とは相当違うかもしれないが、ホストの

家族は自分たちの自然な生活を続けるべきである。外国の習慣や生活様式を学ぶことが、交換の目的なのである。

e. 外国旅行に関する予備知識

- (1) 交換に関わるスポンサー及びホスト両クラブ、交換に参加する青少年、青少年の家族及びホスト・ファミリーにとって、相手国の文化や習慣について、又特にホスト国について学んでおくことは、義務である。
- (2) パスポート、ビザ、予防注射、税関などの規定については、スポンサー・クラブが詳しく説明する。
- (3) ホスト国の法律に従わなければならないことを、交換生に十分承知させる。凶器やアルコール飲料の所持、麻薬の所持及び使用などに関する法律、その他未成年に関する全ての法律には、特に注意する。

f. 旅行の手配

- (1) 自宅とホスト国間の往復旅行の手配及び旅費は、スポンサー・ライオンズクラブの責任である。
- (2) 団体旅行は、本プログラムの目的を推進するものでなければならない。単に人数を増すためや、観光のためだけに団体旅行を計画することは、ホスト国のライオンズに不当な負担をかけるので、計画すべきではない。特にチャーター機を利用する場合には、国際的な経験があり、確実な航空会社を使って手配する。
- (3) ライオンズクラブ国際協会は、交換生の旅行を手配しないし、その責任も負わない。
- (4) 交換の日程は、少なくとも 6 週間前に、スポンサー・ライオンズとホスト・ライオンズの同意の上で決める。交通の便及び旅程は、決定次第通知する。
- (5) プランの変更は、出来る限り双方の了解のもとに行う。間際になってから止むを得ない変更が生じた場合には、直ちにホスト・クラブ及びホスト・ファミリーに通知する。一人の青少年を他の青少年と代える場合には、最初の青少年と

同様の審査を受けて十分資格を備えた人でなければならない。

- (6) 交換生が大勢一緒になって団体で旅行する場合には、責任者の監督の下に行動しなければならない。スポンサー・ライオンズクラブから責任者の役を頼まれた人の旅費及びホスト国での滞在費はすべて、スポンサー・ライオンズの責任である。
- (7) 青少年交換生が交換前後に私的な旅行をすることは、例え親しい友人や親類を訪ねる場合でも、少なくとも1か月前に後記の者から許可を得ていない限り許されない。青少年の保護者、スポンサー・ライオンズクラブ、スポンサー地区ユースキャンプ及び交換プログラム委員長、ホスト地区ユースキャンプ及び交換プログラム委員長、ホスト・ライオンズクラブ、ホスト・ファミリー。

g. 保険

- (1) 旅行中を含めて交換の全期間中の非常事態に備えて、生命保険、健康保険、損害賠償保険などに交換生が加入しているか確かめるのは、スポンサー・クラブの責任である。必要な保険金額については、ホスト・クラブ及び保険会社に相談する。
- (2) ホスト・クラブが交換生の受け入れを承諾する前に、スポンサー・クラブは、交換生が保険に加入していることの証明書をホスト・クラブに提出する。
- (3) スポンサー・ライオンズクラブは、各交換生あるいは交換生が未成年の場合には保護者から、ライオンズを損害賠償の責任から免除しその負担を負わさない、という同意書を確保する。
- (4) ホスト・ライオンズは訪問してくる交換生に対し、その青少年が自国ですでに保険に加入しているかに関わらず、交換期間のために、医療、生命、個人所有物、責任、その他ホスト・ライオンズが必要とみなす保険に、青少年側の費用

負担で加入するよう、要求する権利をもつ。

h. 費用負担

(1) スポンサー・クラブ

- (a) 交換生の自宅とホスト国間往復の旅費はすべて、スポンサー・ライオンズクラブの責任である。この費用をクラブが負担しても、地区資金があれば地区が負担しても良いし、交換生自身、交換生の家族、或いはこれら関係者が分担してもよい。
- (b) 旅費とは、飛行機の運賃、保険料、空港税、関税、並びに途中の乗り換えなどに関する宿泊費を含む。

(2) ホスト・クラブ

- (a) 滞在中の宿泊費、食費、その他青少年受入に関する経費はすべて、ホスト・ライオンズクラブの責任である。
- (b) ホスト・ファミリーが部屋と食事を提供するから、ホスト・ライオンズクラブは、交換生の滞在中に計画される各種行事の費用を払うか、ホスト・ファミリーに対して払戻しするべきである。ホスト・ファミリーはこの種の行事についてホスト・クラブと話し合い、クラブがどの費用を負担するか決めておく。そのような経費には、観光その他の交通費、娯楽観覧料、外食費などが含まれる。

(3) 交換生の費用

各交換生は、雑費、簡単な医療費、土産代、あるいはホスト側で計画しない社交費のために、週にUS\$75.00程度の小遣いを持参する。

i. 非常事態

交換生の旅行中の責任は、スポンサー・ライオンズにあり、滞在中の責任はホスト・ライオンズにある。

これまでに非常事態が起きたことは極まれではあるが、万一に備えて次の通り責任の所在を明確にしておく必要がある。

- (1) 予期しない訪問者： 何の前触れもなく不意に訪れる者に対しては、それが個人であろうと団体であろうと、ライオンズクラブにはもてなしの責任はない。
- (2) 不当な個人的要求： 就学、訓練、就職、長期滞在、あるいは自動車の運転などの要請は、例え正規の交換生であっても、禁止されている。
- (3) 事故又は病気： 交換生が病気になった時には、ホスト・ファミリーとホスト・ライオンズクラブの配慮が必要である。悪性の病気や事故の場合には、あらゆる手を尽くして直ちに親に連絡し、医師の診断や治療について知らせる。交換生は全員、必要な治療や手術はいかなるものも許可するという保護者の同意書を、必ず持参するべきである。
- (4) 相性の問題： ホスト・ファミリーと交換生との間で、折り合いが非常に悪くなった時には、ホスト・ライオンズが善処する。解決できない程に問題が悪化した場合には、交換生の送還も必要かもしれない。
- (5) ホスト・ファミリー交代： ホスト・ファミリーが、交換生をホストすることに同意した後でこれを取り消した場合、代替りのホスト・ファミリーを見つけるのは、ホスト・ライオンズの義務である。ホスト・ライオンズは、交換を取りやめにしないよう、あらゆる手を尽くす。

j. 緊急支出

前払を必要とする予想外の多額経費は、あくまでも青少年の親の責任であり、青少年を受け入れる前に、その旨を通知しておく。このような事態が起きたら直ちに、親及びスポンサー・ライオンズの責任に関する立場を問合せ。その後で初めて、ホス

ト・ライオンズは、経費の一部を負担するか経費を立て替えるか決める。

ホスト・ライオンズが、緊急措置その他の予想外措置に必要な経費を立て替えた場合には、経費の全額又はその一部のいずれか、払い戻してもらいたい金額に関する詳細を、親及びスポンサー・ライオンズに知らせることができる。関係者は全員、全く公平に、理解と善意の精神で、経費支払問題の解決に努めるべきである。

3. 他の青少年交換組織

- a. ホスト・ファミリーが見つからなかったり、青少年が長期留学を希望する場合には、ライオンズクラブ国際協会は、次の組織団体を推薦する。

American Field Service - International Scholarships
Experiment in International Living
Youth for Understanding

- b. 国際本部の職員は、これらの主要 3 組織のプログラムに関する基本的情報をライオンズに提供すること、並びにこれらの組織の本部と情報を交換することができる。

4. 地区での青少年交換 (YE) 業務

- a. 地区ガバナーは、YE プログラムが継続的に行われるよう配慮する。

(1) できれば、同じユースキャンプ及び交換プログラム委員長を留任させる。

(2) 委員長が変わる時には、すべての記録を後継者に引き渡すよう指導する。

- b. 地区内で青少年週間を設けることが奨励される。その期日は、それぞれの地域の習慣や文化に従って、地区ガバナーが決める。この件を、地区ガバナーエレクト・セミナーの課題の一つとする。

- c. 地区内の YE 活動を促進するため、YE 関係の活動も地区コンテストの対象とする。又、国際本部で作成されるコンテスト・ガイドラインにも、その旨を加える。

- d. 地区ガバナーエレクト・セミナーでは、YE プログラムを課題の一つとし、十

分時間を割り当てる。大会のユースキャンプ及び交換プログラム・フォーラムのパネル・ディスカッションには、トップテン委員長(大会に出席していれば)にも参加してもらおう。但し協会は、そのための費用を支払わない。

- e. ライオンズクラブ国際協会は、地区間及びクラブ間で、直接に青少年交換の手配をするよう奨励する。
- f. 地区及び複合地区は、必要に応じて YE プログラムの種々分野の責任者から成る委員会を設ける。地区の場合は地区ガバナーが、複合地区の場合はガバナー協議会が、ユースキャンプ及び交換プログラム委員会メンバーを任命する。複合地区のユースキャンプ及び交換プログラム委員会には、準地区のユースキャンプ及び交換プログラム委員長をメンバーとして加えることができる。
- g. 青少年交換プログラムが会計年度末後にも続く地区又は複合地区では、6月30日以前に手配された青少年交換を成功に終わらせるよう見届ける事を、新しい地区ガバナー又はガバナー協議会のいずれかが、ユースキャンプ及び交換プログラム委員長又は同委員会に許可することができる。
- h. 地区青少年交換プログラムが理事会承認の方針、基準、規定に従って行われることを証明するために、地区ガバナーは毎年8月15日までに年次地区青少年交換証明書に必要事項を記入して提出しなければならない。証明済みのライオンズ青少年交換プログラムと、協会に報告済みの地区及び複合地区ユースキャンプ及び交換プログラム委員長が、ライオンズ・ウェブサイト並びに公式青少年交換プログラム名簿に掲載される

5. トップテニュースキャンプ及び交換プログラム委員長賞

- a. 受賞規定は次の通りである。

- (1) 11月15日までに届くよう、報告書を国際本部に送る。
- (2) トップテン・ユースキャンプ及び交換プログラム委員長は、3月/4月の国際理事会々議で選ばれる。
- (3) 上記報告書には、次の事項が含まれていなければならない。
 - (a) 応募した青少年の数及び実際にスポンサーした青少年の数
 - (b) 来訪を希望した青少年の数及び実際にホストした青少年の数
 - (c) 参加したクラブの数
 - (d) 参加した青少年の年齢と性別
 - (e) 参加した身体障害者の数
 - (f) プログラムに参加した国
 - (g) 他の青少年交換組織との協力
 - (h) ライオンズ国際ユースキャンプ又はユースセンターへの参加
- (4) 委員長はこれらの情報を3ページ以内の報告書にまとめて、国際本部に送付する。新聞の切り抜き、写真その他の資料を添付してもよい。
- (5) 報告書はできるだけ、英語に翻訳して提出する。
- (6) 委員長が複合地区に属するクラブ会員の場合には、ガバナー協議会が申請し、単一地区に属する場合には、地区ガバナーが申請する。
- (7) 各単一地区からの推薦は、一人に限る。準地区の数が2から

14 の複合地区は、一人だけ、準地区の数が 15 以上の複合地区は二人推薦することができる。

- (8) アワードが交付される年に就任している複合地区協議会(又は単一地区の地区ガバナー)が推薦し、推薦書を提出する。つまり、推薦された委員長の任期が終わった直後の年度を指す。

- b. 威信ある適切な行事で、出席している最高位のライオン役員が、トップテン・ユースキャンプ及び交換プログラム委員長賞を各受賞者に贈呈する。

6. 国際本部に対する青少年交換 (YE) 統計報告

- a. 地区ユースキャンプ及び交換プログラム委員長又は複合地区ユースキャンプ及び交換プログラム委員長は、それぞれの地区又は複合地区の青少年交換の年間報告書を作成し、各会計年度の 11 月 15 日までに国際本部に提出する。報告用紙は、ユースキャンプ及び交換プログラム委員長に配布するよう、地区ガバナー又は複合地区協議会議長宛に送られる。同報告書を作成させ、期日までに提出させるのは、地区ガバナー及び協議会議長の責任である。
- b. YE 年間報告書には、下記の統計を記入する。
- (1) 青少年交換及び国際ユースキャンプ (又はセンター) でホストした青少年の数
 - (2) 地区又は複合地区内で YE プログラムに参加したライオンズクラブの数
 - (3) 地区又は複合地区内でプログラムに参加したホスト・ファミリーの数
 - (4) 青少年交換又は国際ユースキャンプ (又はセンター) でスポンサーした青少年の数

(5) プログラムに関係した国

7. 政治的目的のための青少年交換

青少年交換を政治的な目的のために利用することは、いかなる場合も厳格に禁止されている。

G. 国際ユースキャンプ・プログラム

1. 目的

- a. 国際ユースキャンプ・プログラムは、「世界の人びとの間に相互理解の精神をつちかい発展させる」というライオニズムの第 1 の目的が一層推進されるよう、1974 年にライオンズクラブ国際協会理事会から認可された。
- b. 本プログラムの目的は次の通りである。
- (1) 若い人たちに、他国の青少年との意味深い接触の機会を与える。
 - (2) 思想、文化、習慣を分かち合うことを促進する。
 - (3) 相互理解及び親善を推進し、世界平和の目標に向かって努力する。
 - (4) 青少年を指導者として育成する。
 - (5) 他の人の考えを尊重するよう、青少年を指導する。
 - (6) 身体的及び知的の両面において健全な学習経験を推進する、幅広い行事を提供する。
- c. ライオンズ国際ユースキャンプは、観光を目的に行われるのではない。関係者は誰でも、個人的利益を考えないでこのプログラムを実施し、自分達の行動にも注意しなければならない。
- d. 「ライオンズ国際ユースキャンプ」として認められるには、次の条件を満たさなければならない。
- (1) 国際理事会方針に従って、正式なキャンプ名に「ライオンズ」という名称を使う。

- (2) 期間は少なくとも1週間である。
- (3) 異なる国々の青少年が参加できる。
- (4) プログラムの目的と一致したキャンプ活動を計画する。

2. 運営方法

a. キャンプ・スポンサー

- (1) ライオンズクラブ、地区、あるいは複合地区は、単独又は合同で国際ユースキャンプをスポンサーし組織することができる。
- (2) キャンプ・スポンサーは、キャンプを企画するにあたり、地区又は複合地区内でユースキャンプ及び交換プログラム委員長が任命されている場合には、同委員長と協力する。

b. 促進

- (1) 地区又は複合地区のユースキャンプ及び交換プログラム委員長と共に、キャンプ委員会が各キャンプを推進する。地区又は複合地区ユースキャンプ及び交換プログラム委員長は、キャンプの開催日及び開催地、キャンプ責任者の住所、氏名、電話番号、ファックス番号、電子メール・アドレス、及び、キャンプの公式国語、並びにキャンプのテーマを出来るだけ早く、但し参加申込み締切り日の少なくとも6か月前に、国際本部に報告しなければならない。キャンプ名その他の詳細は、国際本部で編集された上、協会の公式ウェブサイトに掲載され、必要に応じては、その他の伝達方法でも発表される。
- (2) キャンプ・プログラムの公示及び促進を目的として、地区並びに複合地区のユースキャンプ及び交換プログラム委員長の住所が協会公式ウェブサイトに掲載されるほか、国際本部から国際ユースキャンプ委員長に提供される。

c. プログラム

- (1) キャンプ・プログラムの詳細及びテーマは、キャンプ主催者がライオンズクラブ、地区、あるいは複合地区であろうと、その主催者の責任である。キャンプ・プログラ

ムのテーマは、ライオンズの活動に関連づけることが出来る。

- (2) キャンプの形式が、例えば旅行を含めるもの、文化的伝統に焦点を向けるもの、又は身体障害者に適したものであろうと、どの国際ユースキャンプのプログラムにも、次のような活動を含めるとよい。

- (a) 歴史、産業、教育、科学、宗教、あるいは自然に関して興味深い場所を訪問する。
- (b) 時事問題などのセミナーや講演会を催す。
- (c) 代表的な家庭を訪問する。
- (d) 関連性のある問題について、キャンプ参加者の間での討論、並びにライオンズ指導者、企業、教育、政府関係の代表者との討論の機会を設ける。
- (e) 講演、見学、セミナー、その他のキャンプ活動を通して、ホスト国について紹介する。
- (f) キャンプ参加者自身が自分の国や文化について、学習発表を行う。

- (3) 多種多様な娯楽活動を催す。
- (4) キャンプの活動や講演を通して、世界の出来事や時事などについて率直な意見交換や討論を促すべきであるが、政治的及び国家的な立場を助長する事は避ける。

d. 連絡

- (1) キャンプ組織者は、キャンプ参加応募者やその家族又は保護者、ユースキャンプ及び交換プログラム委員長、国際本部の青少年プログラム課を含めた全ての関係者に対して、十分な情報を欠かさず報告する。また、全ての質問に対して、即座に返答する。
- (2) キャンプに派遣する青少年をスポンサーしたいクラブとキャンプ組織者との最初の連絡は、地区ユースキャンプ及び交換プログラム委員長又該当の場合は複合地区ユースキャンプ及び交換プログラム委員長を通して行われる。委員長の

住所氏名が不明の場合には、最初の連絡は地区ガバナーを通して行う。

- (3) キャンプと併合してホスト家庭宅でのホームステイが計画される場合には、参加者がキャンプに向かって出発する十分前に、青少年、その保護者、並びにスポンサーの地区ユースキャンプ及び交換プログラム委員長に、その家族の住所氏名を知らせなければならない。
- (4) 地区又は複合地区の青少年交換プログラムとは別に国際ユースキャンプが催される場合には、キャンプに参加する青少年の旅程やホスト家庭の手配などについて、キャンプ責任者はそれぞれの地区又は複合地区のユースキャンプ及び交換プログラム委員長にすべて知らせるよう、奨励される。

e. 青少年保護

ホスト・ライオンズは、青少年の保護に関する地元の法律に従い、キャンプ・プログラムを運営する。

3. ユースキャンプ参加者の選定

- a. 各ユースキャンプ参加申込者は、ライオンズクラブによる資金援助の有無にかかわらず、クラブにスポンサーもしくは承認されなければならない。申込書は、地区および複合地区ユースキャンプ及び交換委員長（任命されている場合）が承認しなければならない。ユースキャンプ及び交換委員長が任命されていない地域については、地区ガバナー又は協議会議長が署名しなければならない。地区が編成されていない地域またはユースキャンプや交換の活動が地区又は複合地区レベルで行われていない場合については、ライオンズクラブ会長の署名があればよいものとする。
- b. 下記のような方法で、参加者を選ぶことができる。
 - (1) コンテストを企画する。
 - (2) 学校又はその他の組織団体の推薦による。
 - (3) スポンサー・ライオンズクラブ会員の推薦による。

- c. スポンサー・ライオンズクラブは、各応募者の申込書を国際キャンプ責任者又は委員会に提出する前に、応募者と個人的に面接をして審査しなければならない。
- d. キャンプ参加者として受け入れる青少年の数は、キャンプ組織者が決め、最初に送付されるキャンプ広報資料で発表する。大体、最低 30 人から最高 60 人までにすることが奨励される。
- e. 下記に基づいて、各キャンプ委員会がキャンプ参加者の基準を決める。
 - (1) 年齢：年齢制限を設けることができる。但し、年齢差は 3 年以内で、16 歳未満及び 23 歳以上の青少年を除外することが奨励される。
 - (2) 学歴：応募者の学業成績や専攻なども考慮する。種々活動に優れ、国際的経験を通して教養を豊かにしたいという誠実な望みを抱いているべきである。
 - (3) 語学：参加者は全員、キャンプの公式国語で話し合える人でなければならない。
 - (4) 心構え：応募者は、しっかりして、偏見のないことを示すと共に、他の国々の生活習慣を学びたいという要望を持っていないなければならない。
 - (5) 健康：ライオンズクラブ国際協会では、障害を持つ青少年の青少年キャンプ・プログラムへの参加申込を奨励する。身障者に対応出来るよう、あらゆる努力がなされることによって、青少年はキャンプを通して得られる経験から恩恵を受ける事が出来る。ライオンズクラブ及び地区は、糖尿病又は身体障害といった特殊な事情を抱えた青少年のために、特別なキャンプ・プログラムをスポンサーすることができる。障害を持つ応募者は、特別なプログラムの為に設けられた必須条件を満たしていれば、他の国際キャンプ・プログラムへの参加資格があるかもしれない。応募の際に、参加希望の青少年は、キャンプ又は青少年交換活動への参加に実質的な制限を加えること

- になる、特別な要望や特別な健康状態などを説明する必要がある。そのような事情は、応募段階でキャンプ委員会の注意を引く必要がある。特別な健康状態、食べ物や薬に対するアレルギー、常用薬や薬の必要性、衛生、食事に関する宗教的特別条件なども、キャンプ委員会に知らせるべきことである。
- (6) 性別：キャンプは、男女合同のものでも、男女どちらか一方だけのものでも良い。
- (7) 外観：キャンプ委員会は、キャンプ規定やホスト国の習慣に従って、身だしなみや服装の基準を設けることができる。応募者の写真を要求することもできる。
- (8) 特殊技能：音楽、運動などの能力は、特定のキャンプへ参加する際に必要となるかもしれない。
- (9) 人格：応募者は少なくとも二人からの推薦状を提出するべきである。
- (10) 経済能力：経済的援助が提供される場合には、その必要性を立証する応募者は、経済的援助が受けられるべきである。
- (11) 参加経験：一般に、ライオンズクラブ国際ユースキャンプに参加したことのない青少年を、優先するべきである。
- f. 国際ユースキャンプ参加を希望する者は、申込書と参加者自身の写真をキャンプ委員会に提出しなければならない。申込書には、スポンサー・ライオンズクラブの署名がなされ、応募者がキャンプの目的及び条件に同意した事を示さなければならない。申込書はまた、該当の地区および複合地区により承認されなければならない。
- g. キャンプ主催者は、ライオンズクラブ会員の子が参加できるかどうか定める。キャンプの広報資料にて、参加条件を発表する。
- h. 応募者の保護者は、キャンプの目的に完全に同意する旨、及び青少年の病気や事故など緊急事態がおきた場合には保険で支払われない経費をすべて負担する義務に関して理解している旨を、文書にて立証しなければならない。(8項を参照)
- i. 国際ユースキャンプは、単に割当て人数を埋めるため、ホスト・ファミリーの数に合わせるため、あるいは観光振興のためだけに、応募者を受け入れてはならない。
- j. キャンプは、この方針書で定められている規則に追加して、順守する必要がある規定を設けることができる。
- #### 4. キャンプ指導者
- a. キャンプ指導者には、キャンプ委員会と共にキャンプを企画し、推進するライオンズ更には、キャンプの本質に関連した経験を持つ青少年関係専門家が含まれる。
- #### 5. オリエンテーション
- a. 青少年及び成人のキャンプ参加者全員は、世界の人々の間に相互理解の精神をつちかい、発展させる為に親善大使として懸命に努力をするべきである。
- b. スポンサーのライオンズが、パスポート、ビザ、予防接種、税関などに関する政府規定を、全ての参加青少年に説明する。
- c. 特に凶器、アルコール飲料、薬物などの所持及び使用に関する法規を含み、ホスト国の法律及び未成年法を、全ての参加青少年に十分、説明する。
- d. 青少年参加者と、可能であれば保護者のためのオリエンテーションを行って、キャンプ及びライオンズムの目的を説明し、キャンプ滞在に関する全事項の詳細について話し合うことが望まれる。
- #### 6. 旅行手配
- a. ユースキャンプ参加者の自宅とキャンプ間の往復旅行の手配はすべて、スポンサー・ライオンズの責任である。
- b. 団体旅行は、本プログラムを推進する為だけに手配されなければならない。単に人数を増やすためや、観光のためだけに団体旅行の手配をすることは、ホスト国のライオンズに不当な負担をかけるので、計画すべきではない。特にチャーター機を利用する場合には、国際的な経験があり、確実な航空会社を使って手配する。

- c. ライオンズクラブ国際協会は旅行を手配しないし、その責任も負わない。
- d. 参加青少年の旅程は、少なくともキャンプへの出発 3 週間前に、キャンプ委員会に提出しなければならない。
- e. 間際になってから止むを得ない変更又は、取り消しが生じた場合には、直ちにキャンプ委員会に通知する。間際になってからの参加取り消しを減らす方法として、キャンプ委員会は、ユースキャンプ及び交換プログラムへの参加責任を保証する為に、保証金の支払いを請求することができる。取り消しをした青少年の代わりに選ばれる青少年も、最初の青少年と同様の審査を受けて十分資格を備えた人でなければならない。
- f. 全ての団体旅行は、適切な成人の監督の下に行われなければならない。
- g. ユースキャンプ参加者が、キャンプ前後に私的な旅行をしたり、キャンプを抜けることは、親しい友人や親類を訪ねる場合でも、少なくとも 1 か月前に次の者から文書による許可を得ていない限り許されない。つまり、保護者、スポンサー・ライオンズクラブ、スポンサー地区ユースキャンプ及び交換プログラム委員長、ホスト地区ユースキャンプ及び交換プログラム委員長、キャンプ責任者、ホスト・ライオンズクラブ、並びにホスト・ファミリー(該当の場合)である。

7. 費用負担

a. スポンサー・ライオンズ

- (1) ユースキャンプ参加者の自宅とキャンプ間の旅費のすべては、スポンサー・ライオンズクラブの責任である。この費用を、クラブが負担しても、地区資金があれば地区が負担しても良いし、青少年自身、青少年の家族、後援者、あるいはこれら関係者が分担してもよい。
- (2) 旅費とは、実際の往復運賃、保険料、空港税、関税、並びに乗換えなどに関する宿泊費を含む。
- (3) キャンプに参加する青少年は全員、必須のパスポート、査証、必要とされる健康証明書、並びに、前払い及び予約済みの往復切符を持っていなければならない。

- (4) 青少年の保護者には、ホスト・ライオンズが即時支払をしなければならないような予期せぬ緊急費用が生じた場合の保護者の責任について、知らせるべきである。

b. ホスト・ライオンズ

- (1) キャンプ滞在中の食事、宿泊、その他青少年の受入に関する費用はすべて、ホスト・ライオンズの責任である。
 - (2) キャンプに関する経費は、キャンプのプログラム、旅費、キャンプ開催地、その他の要素によって異なるが、妥当な限り最小額に抑えるべきである。国際ユースキャンプのための資金調達法には、下記がある。
 - (a) ホスト地区内の有志クラブからのドネーション
 - (b) 地区大会又は複合地区大会での決議によって、地区内又は複合地区内全クラブから徴収
 - (c) 協力している数クラブによる経費分担
 - (d) 篤志家からの自発的寄付
 - (e) キャンプ参加の一部として行われる特別な文化及び教育活動に対する妥当な費用徴収
 - (3) 関係するホスト・ファミリーは部屋と食事を提供するから、ホスト・ライオンズは、青少年の滞在中に計画される各種行事の費用を払うか、ホスト・ファミリーに対して払戻しするべきである。ホスト・ファミリーはこの種の行事についてホスト・クラブと話し合い、クラブがどの費用を負担するか決めておく。そのような経費には、観光その他の交通費、娯楽観覧料、外食費などが含まれる。
- c. キャンプに参加する青少年は、キャンプに付随して生じる、雑費、簡単な医療費、土産代、又はホスト側で計画しない社交費などに充てる、十分な小遣いを持参するべきである。
 - d. ライオンズクラブ国際本部は、いかなる費用負担の責任も持たない。

8. 保険及び損害賠償

a. スポンサー・ライオンズ

- (1) 自分の国とキャンプ間往復旅行中の非常事態に備えて、参加応募者が十分な旅行保険及び障害保険に加入しているか確認するのは、スポンサー・ライオンズの責任である。
- (2) スポンサー・ライオンズは、青少年がキャンプ滞在中の病気又は入院の費用を払うのに十分な健康保険に入っていることを、確認しなければならない。この保険の掛金については、お互いの同意に基づいて、青少年自身、その保護者、又はスポンサー・ライオンズが払うか、あるいはこれら関係者が分担する。スポンサー・ライオンズは、十分な健康保険の保証に関する証明を、申込書と共にキャンプ組織者に提出しなければならない。
- (3) スポンサー・ライオンズは、各青少年応募者あるいは青少年が未成年の場合にはその保護者から、ライオンズを損害賠償の責任から免除しその負担を負わさない、という同意書を確保する。スポンサー・ライオンズは、損害賠償責任免除の証明書を、最終申込書と共にキャンプ組織者に提出しなければならない。

b. ホスト・ライオンズ

- (1) キャンプへの往復旅程及び開催中の非常事態に備えて、十分な障害保険、生命保険、損害賠償保険、健康保険、責任保険などがキャンプ参加者に掛かっているか確認するか、保証するのは、ホスト・ライオンズとキャンプ組織者の責任である。もし、そのような保険の掛金が生じる場合は、キャンプ組織者がキャンプ参加費の一部として、払戻しを受けられるかもしれない。
- (2) キャンプ組織者は、最初にキャンプ参加の申込みを受けた時に、このような保険加入の証明書をスポンサー・ライオンズに提供しなければならない。

9. 非常事態及び処理

- a. 参加青少年の往復旅行中の責任はスポンサー・ライオンズにあり、青少年のホスト国及びキャンプ滞在中の責任は、ホスト・ライオンズにある。
- b. 無許可のキャンプ参加者：キャンプ組織者には、個人又はグループであろうと、認められていない参加者に対して歓迎をし、更なる旅行手配をする義務はない。
- c. 不当な個人的要求：参加青少年は、就学、訓練、就職などの要請をすることは出来ない。長期滞在、投宿、又は自動車の運転などに関しても禁止されている。
- d. 事故又は病気：キャンプ参加者が、いかなる病気や事故に遭った場合にも、キャンプ責任者と地元ライオンズの敏速な配慮が必要である。悪性の病気や事故の場合には、あらゆる手を尽くして直ちに青少年の保護者に連絡し、医師の診断や必要な治療などを含めた全ての情報について知らせる。参加者は全員、保護者に連絡がつかない場合に備えて、必要な治療や手術はいかなるものも許可するという保護者の同意書を、申込書に添えて提出しておかなければならない。各キャンプでは、医療サービス及び医師の手配をしておくことが必要である。
- e. 懲戒処分：各キャンプは、不正行為を理由として、青少年のキャンプ参加を停止する権利を持つ。懲戒処分参加者をキャンプから追放する場合には、青少年の保護者に通知し、その保護者が関連する経費を負担しなければならない。
- f. 青少年に関係して、即時支払の予期せぬ多額の経費が生じた場合には、青少年の保護者及びスポンサー・ライオンズに直ちに連絡し、その経費をどのように補うかについて合意しなければならない。

10. 青少年交換

この方針は、国際ユースキャンプとホームステイが組み合わされた場合にも、適用される。

H. 青少年プログラム課

1. 国際本部の青少年プログラム課は、下記の仕事をする。
 - a. 参考資料の作成及び配布
 - b. プログラムの評価
 - c. 問題解決に関する助力
 - d. 年次トップテン・ユースキャンプ及び交換プログラム委員長賞の広報及び交付

I. 遵守

レオクラブ、地区、青少年交換、国際ユースキャンプを含むが、これに限らず、各種青少年プログラムは政府の法律を遵守し、適切な保険が掛けられて運営されていることを確認し、保証するのは、スポンサー・ライオンズ及び（又は）、ホスト・ライオンズの責任である。